

第 7 回

熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成20年6月24日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成20年6月24日（火曜日）

午前10時2分開議

午後0時59分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 鬼 海 洋 一  
 副委員 長 吉 永 和 世  
 委 員 西 岡 勝 成  
 委 員 岩 中 伸 司  
 委 員 堤 泰 宏  
 委 員 城 下 広 作  
 委 員 井 手 順 雄  
 委 員 福 島 和 敏  
 委 員 佐 藤 雅 司  
 委 員 森 浩 二  
 委 員 船 田 公 子  
 委 員 山 口 ゆたか  
 委 員 浦 田 祐三子  
 委 員 内 野 幸 喜  
 委 員 高 野 洋 介  
 委 員 増 永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 江 副 健 二

次 長 中 山 寛

環境政策課長 榎木野 史 貴

環境政策監兼環境政策課

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 久 保 尋 歳

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

廃棄物対策課

公共関与推進室長 山 口 洋 一

地域振興部

政策審議員兼

交通対策総室課長補佐 中 川 誠

商工観光労働部

次長 竹 上 嗣 郎

産業支援課長 前 田 正 夫

農林水産部

次 長 三 島 和 隆

次 長 堤 泰 博

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 浜 田 義 之

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤 井 正 範

畜産課長 高 野 敏 則

農村整備課長 榎 純 一

森林整備課長 織 田 央

森林保全課長 藤 崎 岩 男

水産振興課長 岩 下 徹

漁港漁場整備課長 久保田 義 信

農業研究センター所長 久 保 研 一

水産研究センター所長 吉 田 好一郎

土木部

次 長 天 野 雄 介

土木技術管理室長 田 口 覺

土木審議員兼

道路整備課課長補佐 手 島 健 司

河川課長 野 田 善 治

港湾課長 大 塚 徹

土木審議員兼

都市計画課課長補佐 林 俊一郎

土木審議員兼

都市計画課景観公園室長 大 谷 祐 次

下水環境課長 中 庭 安 一

教育委員会事務局

義務教育課長 木 村 勝 美

企業局

工務課長 福 原 俊 明

警察本部

交通部参事官 新 藤 俊 博

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊

議事課課長補佐 中 村 時 英

午前10時2分開議

○鬼海洋一委員長 ただいまから、第7回環境対策特別委員会を開催いたします。

きょうは、傍聴はあっておりませんので、このことをまず御紹介しておきたいと思えます。

それでは、本日は、執行部を交えた本年度最初の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には御承知のとおり、本委員会には、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、さらには、4月臨時会において追加されました地球温暖化対策に関する件の3件の調査事件が付託されております。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進につきましては、昨年度は、南関町で建設に向けた地質調査の実施、事業主体となる財団法人熊本県環境整備事業団が設立されてお

ます。

本事業は、県民の生活環境を守り、県内産業を維持、発展させるための重要な取り組みであり、今後、さらに事業が推進されるよう努力する必要があると考えております。

次に、有明海及び八代海の再生につきましては、平成16年2月定例県議会においての提言も踏まえ、海域環境の保全、改善及び漁業の振興に係る施策に重点的かつ着実に取り組まれているところであります。

このような有明海及び八代海を豊穰の海とするための議会、執行部が一体となった取り組みにより、アサリ資源については、回復の兆しが見られるなど一定の成果があらわれてきているものの、干潟の泥質化や漁獲量の低迷などの課題も残っており、両海域の再生に向けた施策がより一層進むよう、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

さらに、地球温暖化対策に関しましては、平成9年12月に、先進国の温室効果ガスの削減に関する京都議定書が採択され、本年から5年間は、第1約束期間として、日本は6%削減が義務づけられております。

本委員会におきましては、温室効果ガスの排出抑制、森林吸収作用の保全、強化、温暖化の影響に対する適応策の観点から、現状及び県としての取り組みについて審議してまいりたいと考えております。

今後、委員の先生方を初め執行部の皆さんの御協力をいただき、副委員長とともに本委員会の円滑な運営に努め、付託調査事件に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、委員の先生方の活発な御議論と、そして提言をいただきながら、執行部の協力をいただき、この1年間少しでも成果があらわれるような活動ができれば、そういうぐあいに念願をいたしておりますので、どうぞ委員の先生方、執行部の皆さん方の格段の御協力、御理解をいただきますように心からお願い

たしまして、委員長のあいさつにかえます。  
よろしく願いいたします。

それでは、副委員長からも一言ごあいさつをいただきます。

○吉永和世副委員長 前回、4月24日の委員会で副委員長に選任をいただきましてありがとうございます。

本委員会は、3件の重要な付託調査事件を審議する重要な委員会でございます。

委員長を補佐して、円滑な委員会運営が行われますよう、精いっぱい努力いたしたいと存じますので、委員各位並びに執行部の方々の御協力をよろしく願いいたします。

また、地元のことでございますけれども、県議会あるいは県執行部の方々、大変御尽力いただきました産廃処分場の問題が、きのう、親会社になります東亜道路工業のホームページ等で中止が表明されました。非常に市民も喜んでいただいております。

これまでの御支援、御努力に対しまして、この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

以上です。

○鬼海洋一委員長 それでは、初めの委員会でございますので、執行部関係職員の自己紹介を受けたいと思います。自席から自己紹介をお願いします。

(環境生活部、地域振興部、商工観光労働部、農林水産部、土木部、教育庁、企業局、警察本部の順に自己紹介)

○鬼海洋一委員長 自己紹介以外の職員の方については、お手元に配付をいたしております委員会資料の関係部課幹部職員名簿のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

それでは次に、執行部を代表して、村田環境生活部長からあいさつをお願いします。

○村田環境生活部長 それでは、委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、かねてから、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進、それから有明海、八代海の再生に格別の御配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

また、今年度から新たに付託調査事件として加わりました地球温暖化対策につきましても、あわせて活発な御審議をお願い申し上げたいと思います。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進につきましても、先日の堤先生の一般質問でもお触れいただきましたけれども、答弁でもお答え申し上げたとおり、地元の御理解が第一ということを考えておりまして、建設予定地があります南関町や隣接します和水町の住民等に対しまして説明を重ねております。

また、昨年度、事業主体となる財団法人を設立いたしておりますとともに、施設の基本設計や環境影響評価、いわゆる環境アセスメントに着手をいたしております。

今後とも、地元を初め関係者の理解、協力を得ながら、最終処分場の整備に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有明海、八代海の再生につきましては、県計画及び県議会からの提言に沿いまして短期的な施策を中心に着実に取り組んでおり、先ほど委員長のごあいさつでも触れられておりましたけれども、汚水処理人口の普及率の上昇、あるいはアサリ資源の回復などの兆しといった、一定の明るい意味での成果も見られておりますけれども、他方で、干潟の泥質化、あるいは泥質化の解明とか漁獲量の低迷といった中長期的な取り組みが求められる課題もありまして、引き続き、生活排水対策、藻場造成等による漁場環境の改善、種苗放流等による水産資源の回復など、さまざま

な施策に総合的に取り組んでいかねばならないと考えております。

また、地球温暖化対策につきましては、人類だけでなく、すべての生物の生存にかかわる問題でございまして、待ったなしの対応が求められている緊急かつ重要な課題でございます。

しかしながら、実際においては、温室効果ガスの排出量は減少しておらず、本県においても、平成17年度のデータでは、1990年と比べて10.7%増加をいたしております。

このため、県としては、温室効果ガス排出削減対策、二酸化炭素吸収対策、さらには、地球温暖化による影響への適応策といったようなことに積極的に取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。

本日は、当委員会における今年度初めての実質的な審議ということでございます。これまでの経緯や主な事業の概要とあわせまして、本年度におけます取り組み及び今後の予定等につきまして関係課長から御説明いたします。盛りだくさんの内容でありますけれども、よろしく御審議をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○鬼海洋一委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく願いいたします。

議題1が産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2が有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び議題3で地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

では、執行部から御説明をお願いします。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件。

山本廃棄物対策課長。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料は7ページから始まっておりますが、内容は8ページからでございますので、資料に従って御説明を……。

○鬼海洋一委員長 座ってどうぞ。

○山本廃棄物対策課長 ありがとうございます。失礼させていただきます。

それでは、御説明を申し上げます。

公共関与による管理型最終処分場の整備について。

まず、1のこれまでの取り組みの概要でございますが、(1)の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備方針に記載しておりますとおり、平成15年3月に、公共関与基本計画を策定し、現在、この計画に基づき整備を進めております。

(2)の建設候補地の選定については、建設候補地検討会を設置いたしまして、8カ所の候補地を御提言いただきました。この御提言を踏まえまして、平成16年3月に、県として建設候補地を8カ所決定いたしました。

9ページをお願いいたします。

(3)の第1番目に建設に取り組む候補地の決定につきましては、平成18年3月27日、南関町の候補地を、まず第1番目に取り組んでいくこととして決定いたしました。

選定の理由といたしましては、このページの中ほどに記載しておりますとおり、立地の特性、安全性、経済性においてすぐれており、他の候補地と比べて総合的に適地と判断したものでございます。

(4)の説明会の開催状況等でございますが、南関町米田区の対策委員会や和水町の対策協議会、両町の御当局や町議会に対しまして、これまで機会をとらえまして説明を行ってきております。

説明を始めました当初は、建設絶対反対という厳しい意見も出ましたほか、地下水、農業用水の汚染や搬入車両の通行による交通事情の悪化など、地元の方々の生活環境の影響を危惧する意見が出されました。

10ページをお願いいたします。

平成18年9月には、建設予定地の地形等に即しまして基本構想を策定し、この基本構想に基づいて、より具体的に説明を行いました。説明会と並行して、町議会や住民の方々に先進地の視察にも行っていただいたところがございます。

(5)の地元の動向などがございますが、①地元住民や自治体からの主な動きに記載しましたとおり、南関町、和水町におきまして、それぞれの地元住民代表による対策委員会、対策協議会が組織されたり、町議会において建設反対の請願がされたりするなどの動きがございました。

これに対しまして、県の対応といたしましては、②に書いておりますが、地元の気持ちは重く受けとめるが、県民の生活環境を守り、県内の経済活動を維持促進するためには、どうしても必要な施設、御理解をいただきたいと、改めて協力をお願いしているところでございます。

また、これまで、特別委員会におきましても、公共関与による処分場はどうしても整備する必要があるので、丁寧かつ誠意を持って説明することなどの御意見をいただいております。このような委員会での審議経過につきましても、地元で説明しているところでございます。

11ページをお願いいたします。

(6)の事業主体となる財団法人でございますが、①②に記載しておりますとおり、財団法人熊本県環境整備事業団を昨年12月7日付で設立をいたしております。

③にございますように、本年3月17日付で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき

まして、廃棄物処理センターに当財団が指定を受けております。この指定よりまして、国の補助金の優遇措置を受けること等が可能になりますので、今後、国の支援措置を積極的に活用しながら、効果的、効率的に事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、④の設立目的に記載しておりますとおり、この財団は、県全体としての環境保全及び産業振興に寄与することを目的として、最終処分場を建設し、産業廃棄物の適正な処理をし、また、処理に関する各種事業を行うことにしております。

⑤の基本財産でございますが、現在515万7,000円となっております。出捐団体は⑥に記載のとおりでございます。

設立に当たりましては、基本財産の目標額を600万円としておりましたが、現在のところ、玉名地域など6市町の御参画が得られておらないほか、民間の3団体におかれましては、一定の出捐はいただいておりますが、財政的な理由により、現時点では目標額に達していない状況でございます。引き続き、協力を求めてまいりたいと考えております。

⑦業務内容、⑧役員、評議員については、記載のとおりでございます。

⑨の20年度の主な財団の事業計画といたしましては、環境アセスメント関連の経費など、約2億円の事業を予定しているところでございます。

12ページをお願いいたします。

2今後の取り組みでございます。

何よりも、地元の御理解を得ることが第一だと考えております。そのために、(1)として、地元の理解促進に向けた取り組みといたしまして、これまで実施してまいりました測量や地質・地下水調査の結果を踏まえまして、具体的な施設整備計画や安全対策に反映させ、また同時に、地元に対して丁寧に御説明をまいりたいと考えております。

また、地元から御不安の声が最も多い井戸

水につきましては、地元から全戸を対象に調査を実施してほしいという要望がなされております。19年度に予備的な井戸調査を実施いたしましたので、その結果を踏まえまして、今年度は全戸を対象とした井戸調査を実施いたしまして、地元の方々の不安払拭につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

(2) の廃棄物処理センターの指定につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

(3) の地域振興策につきましては、公共関与基本計画におきまして地域振興に努めると明記しておりますし、昨年度までの特別委員会での御審議におきましても、執行部に対しまして、環境対策を含めた地域振興にしっかり取り組むようにとの御要望をいただいております。今後、地元市町や地域住民の意見を踏まえまして、地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

13ページをお願いいたします。

(4) は、事業の工程を記載しております。

この事業工程は、基本構想の内容でございます。最短のスケジュールで事業を行った場合、平成25年度中には供用開始ができるのではないかと見込んでおるところでございます。

14ページをお願いいたします。

14ページには、建設予定地周辺の空中写真をつけております。写真の上が福岡方面、下が熊本方面でございます。高速道路が南北に走っておりまして、建設予定地は、高速道路の西側、赤い点線の円で囲んだ部分でございます。建設予定地は、熊本硅砂鉱業が山砂を採取した跡地でございます。

15ページ、16ページでございますが、全国の公共関与の整備状況をまとめております。

公共関与に取り組んでおるところは、全国で38都府県ございます。このうち、施設整備が終わって、最終処分場、中間処理施設を供用開始しているところは27都府県となっております。

ります。ほとんどの都府県におきまして、財団法人を事業主体とした取り組みが行われております。

説明は以上でございます。よろしく願いたします。

○鬼海洋一委員長 続きまして、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件。

委員の皆様方に御理解いただきたいと思いますが、これ15件に分かれて説明をいただくことになっております。ぜひ御理解いただきまして、御承知をいただきますようお願いしたいと思います。

それでは、それぞれの担当課から、順次説明いただきます。

○楢木野環境政策課長 環境政策課でございます。

資料は17ページからですが、18ページから、まず環境政策課が御説明をいたします。

座って御説明をいたします。

○鬼海洋一委員長 どうぞ座ってください。それぞれ座って御説明いただきますようお願いいたします。

○楢木野環境政策課長 18ページでございますが、まず、有明海、八代海の再生に関し、これまでの経緯、国等の取り組み、有明海及び八代海の現状等について御説明を申し上げます。

まず、1のこれまでの経緯等の(1)背景でございますが、有明海、八代海は、閉鎖的な海域で、陸域からの影響を受けやすく、漁場環境の悪化が強く懸念をされております。

特に、有明海におきましては、平成12年度のノリ養殖が、赤潮の異常発生による色落ち被害によりまして、かつてない不作となりました。また、タイラギなどの二枚貝類につき

ましても、近年も漁業生産の低迷が続いている状況でございます。

また、八代海におきましても、平成12年7月に発生した赤潮によりまして、魚類養殖に甚大な被害が生じるなど、海域環境の悪化が危惧されているところでございます。

このような状況を踏まえた(2)の再生への取り組みでございますが、まず①として、平成13年にノリ被害等に対する緊急対策を実施いたしております。

また、②の全庁的な取り組みといたしまして、関係課から成る政策調整会議を設置し、両海域の再生に向けた総合計画を策定したところでございます。

また、③でございますが、県議会の御支援をいただきながら、関係5県と連携して、特別措置法の早期制定等について国に対し要望を行い、平成14年11月に特別措置法が成立したところでございます。

特別措置法につきましては、25ページの別紙1に概要を取りまとめておりますけれども、後ほどお目を通していただきたいと思います。

次に、19ページに入ります。

④でございますが、県では、特別措置法の成立を受けまして、平成15年3月に有明海・八代海再生に向けた熊本県計画を策定し、毎年一部変更を加えながら改定しております。

なお、本年に一部改正しました県計画の水色の冊子をお手元にお配りをいたしております。

次に、⑤でございますが、県議会におかれましては、平成15年6月定例県議会におきまして有明海・八代海再生特別委員会が設置され、両海域の再生に向けた活発な議論が行われ、平成16年2月の定例県議会におきまして、生活排水等の推進など、下に書いてありますように6つの重点項目、さらに、短中長期の時間軸を入れて取り組む施策につきまして提言がなされたところでございます。

次の⑥でございますが、この提言を踏まえ

まして、排水規制の強化を図るための条例、規則の改正、あるいは養殖漁場での漁場改善計画の策定等を行いますとともに、下水道や浄化槽の整備等の生活排水対策、藻場造成、覆砂等による沿岸漁場の環境改善及び種苗放流等による水産資源の回復等に取り組んできたところでございます。

また、海砂利採取の対応につきましては、後ほど触れます。

続きまして、20ページの2の国等の取り組みでございます。

①ですが、国では、平成15年3月に、法に基づき促進協議会が組織され、関係6省庁と関係6県において、計画の調和、促進のための協議が行われているところでございます。

また、②ですが、法の施行から5年以内の見直しに関して、国や関係県が行う総合的な調査の評価を行うための有明海・八代海総合調査評価委員会が設置され、平成18年12月に、再生方策や解明すべき課題等を取りまとめた委員会報告が策定、提出されております。

③の特別措置法の見直しについてでございますが、見直しの内容につきましては、先ほど触れました有明海・八代海総合調査評価委員会が、附則第3項に定める5年の見直し期限後も、引き続き国や関係県が行う調査の結果に基づいて、有明海、八代海再生に係る評価をできるようにするための改正でございます。

昨年11月29日が見直しの期限となっておりますことから、さきの第169回国会において議員提案されていましたが、成立せず継続審議扱いになっております。

なお、特別措置法の見直しにつきましては、これまで、関係6県の知事が連名で国に働きかけを行っており、7月に予定しております政府提案活動も含めて、引き続き、九州地方知事会を初め九州各県議会、議長会の協力もいただきながら、早急な法の成立を求めていますと考えております。



最後に、(2)の関係6県連携の取り組みでありますが、関係6県では、連絡協議会を平成16年8月に設置してありまして、普及啓発活動や漁場環境調査など、両海域の再生に向けて連携して取り組んでいるところでございます。

これまでの経緯についての説明は以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

座らさせていただきます。

次に、21ページをお願いいたします。

3の有明海、八代海の水質の状況につきまして御報告申し上げます。

(1)に記載してございますが、有明海、八代海の水質保全のため、公共用水域の水質汚濁状況及び汚濁負荷量の状況を把握するための水質監視測定を毎年度実施しているところでございます。また、平成17年の3月には、陸域からの汚濁負荷量の削減を図ることを目的に、水質汚濁防止法の第3条第3項に基づきます上乘せ条例を改正したところでございます。

この中で規制適用区域の再編拡大をいたしますとともに、同法の適用のない事業場等に対しましては、熊本県生活環境の保全等に関する条例の施行規則を改正いたしまして、小規模し尿処理施設を対象施設に追加するなどの改正を行いまして、この4月1日から施行したところでございます。

①海域における水質を図る基準として用いられておりますCOD値でございます。

有明海につきましては、18年度に調査した7水域11カ所の環境基準点におきますCODの年間平均値は2.3ミリグラム・パー・リットルで、下段の表の1に記載しておりますが、平成14年度以降はおおむね横ばいで推移しているところでございます。

各水域に設定をされております類型ごとの環境基準値に対する達成率は、次のページの

表の2に記載しておりますが、昨年同様71.4%となっているところでございます。

八代海につきましては、同じく、平成18年度に調査をいたしました11水域22カ所の環境基準点におきますCODの年間平均値は2.0ミリグラム・パー・リットルで、表1に記載しておりますとおり、平成14年度以降はやや増加傾向にあるところでございます。

各水域の類型ごとの環境基準値に対する達成率といたしましては、表の2に記載しておりますが、72.7%となっているところでございます。

②の全窒素、全磷の値につきましては、環境基準値に対する達成率は、表の2に記載しておりますが、有明海では3水域の中の1水域が未達成でございましたので66.7%、八代海につきましては100%の達成率となっているところでございます。

水質の状況につきましては、以上でございます。

○岩下水産振興課長 水産振興課でございます。

23ページをお願いいたします。

有明海、八代海の漁業生産の状況について御報告申し上げます。

まず、漁業の状況といたしまして、魚類の漁獲量について、図の1にお示ししております。

有明海におきます魚類漁獲量は、近年一貫して減少傾向にございまして、18年の漁獲量は1,300トン程度で、平成元年の32%程度まで減少いたしております。

八代海におきましては、有明海に比べますと漁獲量の変動は大きゅうございますが、長期的に見ますと減少傾向にございます。平成18年の漁獲量は、6,140トンで平成元年の46%程度まで減少いたしております。

次に、アサリ採貝業につきまして、図2にお示ししております。

有明海におきますアサリの漁獲量は、平成8年以降、増減を繰り返しながら回復傾向にございますが、18年の漁獲量につきましては、大雨等によりますへい死により3,368トンということで、平成17年より2,000トン程度減少いたしております。

八代海におきましては、漁獲量の変動が数年ごとに好不漁を繰り返してございまして、18年の漁獲量は800トン程度でありまして、17年度とほぼ同程度の漁獲量でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

養殖漁場の状況でございます。

ノリ養殖業を図3にお示ししております。

有明海におきますノリの養殖の生産量は、近年10億枚前後で推移しております。平成19年度漁期におきます生産量は、採苗の時期のおくれ等があったものの13億1,000万枚程度であり、史上2位の豊作でございます。

また、八代海におきましては、赤腐れや栄養塩不足によります色落ち被害が発生しておりますが、19年度漁期におきます生産量は4,500万枚で、平年並みでございます。

また、魚類養殖につきましては、図4にお示ししておりますが、このブリ、マダイの2魚種で全体の9割程度を占めております。

ブリ養殖の生産量につきましては、6,000トンから8,000トンの間で推移いたしまして、近年やや増加傾向にございますが、18年度の生産量はほぼ前年並みでございます。また、マダイ養殖の生産量につきましては、8,000トン前後でありまして、ほぼ横ばいで推移いたしております。18年度の生産量は、前年度に比べましてわずかに減少しておるところでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○楢木野環境政策課長 それでは、引き続きまして、28ページをお願いいたします。

有明海、八代海再生に係る提言への対応に

ついてでございます。

この提言につきましては、平成16年2月定例県議会におきまして、当時の有明海・八代海再生特別委員会から、県計画の重点的な取り組み推進の道筋を明らかにするため、県に対し、重点項目や短中長期に取り組む施策等が示されたものでございます。

この提言を受けまして、関係各課において、それぞれの施策に取り組んできたところでございますが、本日は、平成20年度に新たな取り組みが予定される施策や水質の状況、漁業の振興など、これまで当委員会において議論があり、継続的な報告が必要と考えられる施策を抽出して御説明いたします。

それでは、主な施策の取り組みにつきまして、資料に沿って各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○中庭下水環境課長 28ページをお願いいたします。

提言項目、生活排水処理施設の整備促進について御報告いたします。

(1) 提言の実現に向けた取り組みにつきましては、市町村と一体となって、熊本県生活排水処理施設整備構想に掲げた平成22年度末の汚水処理人口普及率の目標82%に向け、下水道、農業集落、漁業集落排水施設、浄化槽の分担、連携を図り、整備を進めています。

平成19年度の取り組みは、平成18年度末の汚水処理人口普及率は72.4%となり、平成17年度末に比べ2.3ポイント上昇したところでございます。下水道は、3カ所の流域下水道で流入水量の増加に対する水処理施設等の計画的な整備を進めました。公共下水道は、33市町村で実施しました。農業集落排水施設は、県営1地区、団体営11地区で処理場及び管路の整備を進めました。うち、県営1地区、団体営3地区の事業を完了したところでございます。漁業集落排水施設は、3地区で処理場

及び管路の整備を進めました。浄化槽は、市町村が事業主体となる浄化槽市町村整備推進事業を11の市町村が取り組み、浄化槽設置整備事業は39市町村で実施しました。

平成20年度における取り組みは、平成22年度末汚水処理人口普及率82%を目指し、整備促進を図り、普及率が低位の市町村に対して、事業の促進を要請することとしております。

30ページをお願いします。

市町村に対する浄化槽市町村整備促進事業への取り組みの働きかけについてでございます。

提言に対する取り組みにつきましては、浄化槽の計画的な整備と適正な維持管理が図られる浄化槽市町村整備推進事業について、事業主体となる市町村に対し、導入の要請を行うこととしております。

平成19年度の取り組みは、前年度に引き続き11市町村が市町村設置型を実施しております。市町村設置型の導入を要請しておりますけれども、市町村では、財政状況もあり、検討の段階といった回答がっております。

平成20年度における取り組みは、事業を推進している市町村に対しましては、引き続き支援に取り組むとともに、まだ導入していない市町村に対しましては、事業の導入の要請を行うこととしております。国に対しましては、財政負担の軽減を図るための補助率の引き上げ等の要望を行うこととしております。

以上です。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。32ページをお願いいたします。

普及啓発運動の展開についてでございます。

(1) 提言の中で、豊かな川や海を次世代に継承するために、平成14年度から実施してございますくまもと・みんなの川と海づくり県民運動を引き続き実施することとされているところでございます。

(2) に19年度におきます取り組みを書い

ておりますが、市町村、各種団体等と連携をいたしまして、水環境に関する啓発運動等を実施したところでございます。

①19年度は、8月に、みんなの川と海づくりデーということで、それぞれ玉名市をメイン会場にいたしまして、そのほか42市町村で一斉清掃活動等を実施いたしたところでございます。約4万4,000人の参加をいただいたところでございます。

②県民大会につきましては、11月に天草市で開催をいたしまして、天草の海から考える水環境保全をテーマにシンポジウム等を開催いたしまして、普及促進に努めたところでございます。

(3) 平成20年度におきます取り組みといたしまして、本年度は、みんなの川と海づくりデーにつきましては、8月に、宇城市の若宮海水浴場をメイン会場に一斉清掃活動を実施するほか、県内各市町村とも、例年同様実施予定のところでございます。

県民大会につきましては、11月に阿蘇市で開催することとしているところでございます。次のページをお願いいたします。

33ページは、②工場、事業場の排水対策の中で、上乘せ規制適用区域の設定についてでございます。

(1) 提言の実現に向けた取り組みとして、緑川水域を含め、有明海、八代海に流入する区域を上乘せ規制区域とする、また、上乘せ排水基準を強化するための条例改正を行うとともに、改正排水基準不適合のおそれのある施設等につきましては、立入調査、指導等を強化することとしているところでございます。

(2) の19年度におきます取り組みといたしましては、17年3月に、(1)の趣旨から、水濁法3条3項に基づきまして排水基準を定める条例の改正を行いまして、従来6水域に分かれておりました上乘せ規制適用区域を、緑川水域、天草地域などを加えまして、有明海及び八代海水域として統合拡大をしたとこ

ろでございます。また、あわせて、排水基準の見直し、規制の強化等を図ったところでございます。この条例の平成20年4月1日の施行に向けまして、改正内容に関する周知等を図ってまいったところでございます。

また、改正排水基準の適合ができないおそれのある施設等につきましては、指導等をそれぞれ行ってきたところでございます。

(3)の20年度におきます取り組みといたしましては、改正条例が施行してございますので、水質基準の遵守状況等の把握に努めるとともに、基準超過のおそれのある事業者に対しましては、適切な改善指導等を行うこととしていただいております。

34ページをお願い申し上げます。

条例による規制対象項目の追加と窒素、リンの上乗せ規制の検討についてでございます。

(1)提言の実現に向けた取り組みでございますが、熊本県生活環境の保全等に関する条例の中で定めております米粉製造業など7業種の事業場につきまして、窒素、リンを新たな規制対象項目とするため同条例施行規則の改正を行う、また、改正排水基準に適合できないおそれのある施設等については立入調査等を行うこととしていただいております。

(2)につきましては、19年度における取り組みでございますが、17年3月に、(1)の趣旨から条例施行規則の改正を行いまして規制強化を図ったことから、19年度におきましては、この施行規則が施行いたします20年4月1日に向けまして、改正内容等の周知を図ったところでございます。

(3)の20年度における取り組みでございますが、富栄養化の状態が続いていることを踏まえまして、引き続き海域の窒素、リンの環境基準の達成状況を注視しながら、規制強化の必要性、関係県との連携に向けた取り組み等につきまして、引き続き検討してまいるところでございます。

水環境課は以上でございます。

○藤井農業技術課長 農業技術課でございます。

36ページをお願いいたします。

農薬、化学肥料の使用総量の削減についてでございますが、本県では、環境に優しい農業を、くまもとグリーン農業と総称して、減農薬、減化学肥料に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、エコファーマーや熊本型の特別栽培農産物である「有作くん」、さらには、平成19年度からスタートいたしました農地・水・環境保全向上対策事業の営農支援部分について推進を図るところでございます。

ちなみに、平成18年度における農薬と化学肥料の総使用量を、基準年でございます平成12年度と比べてみますと、農薬で80%、化学肥料で91%となっております、いずれも減少傾向にあるところでございます。

農業技術課は以上でございます。

○岩下水産振興課長 39ページをお願いいたします。

漁場改善計画の着実な実施に向けての提言でございます。

恐れ入りますが、その上段の漁場改善計画策定推進の米印のところに漁場改善計画と書いてございますが、この計画とは、持続的養殖生産確保法の第4条に基づきまして、漁業協同組合が長期的に安定した養殖生産の維持、増大を図るために、水質あるいは底質の漁場環境の改善目標を策定いたします計画でございます、県が認定を行うものでございます。

ちなみに、平成19年度までに、魚類の100漁場、ノリの79漁場におきまして、計画の策定を終えているところでございます。この漁場改善計画の実践を指導してまいるところでございます。

19年度における取り組みといたしまして、

ノリ養殖につきましては、酸処理剤の使用状況等を調査いたしますとともに、処理剤の適正使用あるいは使用量の削減等を指導してまいっております。

魚類養殖につきましては、各漁場におきまず底質調査と飼育実態調査を行いまして、環境に負荷を与えない養殖方法の改善等について養殖業者を指導してまいったところがございます。

また、20年度につきましては、20年度の漁業権の免許一斉更新に伴い、この漁場計画につきまして、新たに全漁場で策定する予定であります。この計画に基づきまして、着実な実施を指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

42ページをお願いいたします。

⑤森林の整備の提言項目、ボランティア活動への支援でございます。

提言の実現に向けた取り組みといたしまして、県民の森林ボランティア活動への参加を推進することとしております。

19年度における取り組みにつきましては、県内3カ所に設置しておりますみどり世紀の森におきまして、地元市町村等と連携いたしまして、県民の皆様の参加を得て、間伐、植栽等の活動を実施しております。

また、水とみどりの森づくり税を活用いたしまして、森林ボランティア活動に対する資材の提供ですとか、研修、情報提供などの総合的な支援を実施しますとともに、上下流の住民団体等が連携して行います森づくり活動を支援しております。さらに、県が認定いたしました森林インストラクターの協力のもとで、森林教室を県内各地で12回開催しております。

20年度におきましても、19年度と同様の取り組みを行うこととしております。

以上でございます。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

45ページを説明いたします。

干潟等の漁場環境の改善のために、耕うん、作れい、それから覆砂、藻場造成などを実施しているところがございます。

平成19年度の実績といたしまして、緑川河口域ほか2カ所で作れいと覆砂を、それからまた、上天草東地区におきまして、上天草東地区ほか2カ所におきまして増殖場を造成いたしましたところがございます。

平成20年度は、八代地区のほか3カ所で覆砂を実施する予定でございます。

また、有明地区で25ヘクタール、それから上天草南地区で15ヘクタール、それから松島地区で12ヘクタールの増殖場の造成、それから天草東地区で9ヘクタールの藻場造成を予定しているところがございます。

以上です。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

46ページをお願いいたします。

提言項目の覆砂にかわる漁場環境改善策の検討でございます。

提言の実現に向けた取り組みにつきましては、代替覆砂材としての碎石を利用した試験を行いまして、海砂利にかわるアサリの増殖手法を開発するものでございます。

19年度における取り組みでございますが、16年度に設置しました小島地先の碎石を用いましたアサリ試験漁場では、19年の11月でも、18年の秋発生稚貝の分布が確認されまして、設置後3カ年目も効果の持続が確認されております。

さらに、18年8月に設置しました網田地先の碎石及び、ノリ養殖用の支柱を利用しました消波施設を用いた試験漁場では、19年7月

に多くの稚貝の着底が確認できております。ただ、12月以降になりますと、アサリがほとんど確認できなくなりました。これは、この地先の波や流れなどの物理的な攪乱が強くて、着底したアサリが定着できなかったものと考えております。

20年度における取り組みにつきましても、引き続き、小島と網田地先の試験漁場を継続調査して、アサリの環境に適した増殖手法を開発することとしております。

以上でございます。

○榎木野環境政策課長 環境政策課でございます。

48ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

海砂利採取への対応につきましては、平成16年2月県議会からの採取縮小への対応を早急に実施するようにとの提言を受けまして、これまで、業界の自主規制を通して採取量の縮小に取り組んできたところですが、なお一層の適正化を図るという観点から、平成19年3月に、海砂利採取の縮小を継続するという方針を取りまとめ、さらに、本年1月に、平成20年度から5カ年の段階的な採取総量を規制する熊本県海砂利採取削減計画を策定し、2月定例県議会に御報告しております。

本年度も、引き続き、本計画に沿って、海砂利採取業界による採取削減を進めていきたいと考えております。

50ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございます。

海域環境が悪化しております干潟等沿岸海域の調査結果等をもとに、有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会が取りまとめられた再生方策を踏まえた取り組みを推進しております。

平成19年度には、国が八代海北部海域をモデルとして実施した社会資本整備事業調査費による調査の情報収集や、子供たちへの環境

学習の推進のための小中学校の教師を対象とする干潟漁業体験学習セミナーや、広く地域住民を対象とした再生に向けた講演会、意見交換会を開催いたしまして、両海域の現状や課題、取り組みについて周知を図ったところでございます。

本年度も、引き続き、国が昨年度実施した社会資本整備事業調査費による調査の情報収集を行うとともに、干潟漁業体験実習セミナーや地域の環境保全活動団体等への啓発、支援、協働体制の整備を行い、地域住民、市町村、国、関係県とも十分に連携を図りながら、干潟等沿岸海域の再生に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○岩下水産振興課長 57ページをお願いいたします。

資源回復計画策定などの検討でございます。

ヒラメ、アサリ等、資源が著しく減少いたしております魚種につきまして、海区漁業調整委員会等の協議を経まして、漁獲努力量の削減等の資源回復計画を策定するものでございます。なお、計画の策定に当たりまして、複数県にまたがる場合は国が、単県にとどまる場合は県が行うものでございます。

下の米印のこれまでに策定した資源回復計画にございますように、17年度にアサリ及びトラフグの資源回復を、18年度にヒラメ資源の回復計画を、また、本年度の3月に抱卵ガザミの保護、あるいは12センチ以下の小型ガザミの再放流等を盛り込みましたガザミの資源回復計画を策定したところでございます。

20年度におきましても、資源回復計画に基づきます資源管理型漁業の推進に鋭意取り組んでいく計画でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

海域特性等に対応いたしました適切なノリ養殖管理の推進でございます。

御承知のとおり、本県のノリ養殖業は南限

に近うございまして、環境変動等を受けやすい状況にございます。現に、19年の採苗時期におきましては、有明、八代とも、10月の下旬に採苗時期がずれ込むという結果となりましたが、今後ともこのような同様の傾向は続くものと思われま

す。そこで、19年度におきましては、このような上昇傾向にございます水温に適応いたしました養殖スケジュール等について検討いたしますとともに、ノリ養殖管理に必要な病害あるいは栄養塩等の情報をリアルタイムで提供いたします養殖管理指導を行ってきたところでございます。

20年度におきましても、養殖管理に適応した養殖スケジュールあたりを検討するとともに、適切な養殖管理を指導してまいる計画でございます。

以上でございます。

○吉田水産研究センター所長 資料の65ページをお願いします。

(5) の調査研究体制の充実の中の国等との共同研究等の推進でございます。

提言の実現に向けた取り組みにつきましては、大学、独立行政法人水産総合研究センター、関係県等との共同研究を実施し、効果的、効率的な調査研究体制の充実を図るものでございます。

19年度における取り組みでございますが、下の方に主な実施事業を示しておりますように、有明海・八代海等漁場環境管理調査など5事業で、独立行政法人水産総合研究センターなどと共同で試験調査を行うとともに、九州・山口ブロック水産試験場長会で共同研究等の実施状況の把握と連携強化の確認を行ったところでございます。

20年度における取り組みにつきましても、引き続き、関係機関と連携を強化して試験研究に取り組むこととしております。

以上でございます。

○榎木野環境政策課長 67ページをお願いいたします。

こちらの資料は、県計画に関する平成20年度予算について取りまとめたものでございます。なお、今議会で御審議いただきます補正分を含んでおります。時間の関係もござい

ますので、本日は詳細の説明を省略させていただきます。

74ページの右下をごらんいただきたいと思います。平成20年度に取り組みます事業といたしましては、これは補正予算を御承認いただきましたならばでございますが、事業総数で69事業、事業費総額で約183億円となっております。なお、計画の複数の事項にまたがる事業については、それぞれの事項に重複して掲載しております。

以上が、有明海、八代海の再生に関する御説明でございます。

○鬼海洋一委員長 ありがとうございます。事業一覧については、今お話しのとおり、この表に掲載してありますので、ぜひ委員の方々は、後ほどごらんいただきまして、御理解いただきますようお願いしておきたいと思

います。続きまして、地球温暖化対策に関する件、全部で17件でございます。委員の先生方、い

ま少し御辛抱いただきまして、ぜひ、初めてのケースもありますので、御理解していただきますようお願いしたいと思

います。執行部の方々も、17件今から説明いただくわけですが、できるだけ簡潔に御説明をお願いいたします。

それでは、榎木野環境政策課長。

地球温暖化に関する件につきましての総論部分は環境政策課、個別政策は各担当課から順次御説明をいたします。

まず、76ページをお願いいたします。

地球温暖化をめぐる世界的な動きについて御説明を申し上げます。

(1) の京都議定書についてでございます。

平成9年12月、先進国の温室効果ガスの削減を約束する京都議定書が採択されました。この中で、温室効果ガスの排出量を、平成20年から平成24年までの第1約束期間において、平成2年と比べて先進国全体で少なくとも5%削減することが義務づけられました。日本については6%削減が定められました。

続きまして、(2) の気候変動に関する政府間パネル I P C C の第4次評価報告書についてでございます。

I P C C とは、国際的な専門家で作る地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理を行う組織ですが、平成19年11月に公表した第4次評価報告書の中で、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いと分析されております。

また、今後の長期予測として、化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長の実現を目指していった場合は、21世紀末には、気温が2.4度Cから6.4度C、海面が26センチから59センチに上昇すると予測されております。

続きまして、(3) の美しい星50(クールアース50)の提案についてですが、これは平成19年5月、当時の安倍総理大臣が、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減という長期目標を、世界共通の目標として提案したものです。

続きまして、(4) の「低炭素社会・日本」をめざしてですが、去る6月9日に、福田総理大臣が、2050年までの長期目標として、現状から60%ないし80%の削減を明示し、中期

目標について、2020年までに現状からさらに14%削減が可能との見通しを発表しております。

続きまして、(5) の北海道洞爺湖サミットについてでございます。

環境、気温変動問題を主要テーマの一つとして、クールアース・デーに決定した、ことし7月7日から3日間開催されます。日本政府としては、地球環境問題でイニシアチブを発揮し、特に平成25年以降の次期枠組み、いわゆるポスト京都議定書に関する国連での議論を後押しすることを目指しております。

77ページをお願いいたします。

地球温暖化の現状について御説明をいたします。

まず、(1) の国における温室効果ガスの総排出量についてですが、平成18年度の総排出量は13億4,000万トン、基準年の平成2年度と比べ6.2%上回っております。6%削減の目標を達成するためには、森林吸収源と京都メカニズムを合わせた5.4%のほかに、6.8%の排出削減が必要な状況でございます。

78ページをお願いいたします。

(2) は、本県における温室効果ガスの総排出量についてですが、平成17年度の総排出量は1,233万トン、基準年の平成2年度と比べ10.7%上回っております。6%削減の目標を達成するためには、森林吸収源対策による8.1%のほかに、8.6%の排出削減が必要な状況でございます。

次に、79ページに部門別の温室効果ガス排出量の推移を掲載しておりますが、全体に占める割合としては、産業部門が——右の方にありますが、37.4%、次いで、運輸部門25.3%となっております。また、基準年と比較した伸び率を見ると、家庭部門が22.2%、運輸部門が15.6%と、それぞれ増加しております。

80ページをお願いいたします。

(3) の本県における特定排出者の排出状況についてでございます。



平成18年4月から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者、これを特定排出者と言いますが、みずからの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務づけられました。

平成18年度分の公表データによると、県内165社の排出量の合計は382万2,000トンとなり、平成17年度の本県の産業部門及び業務その他部門を合わせた排出量645万5,000トンの約6割に相当します。

なお、大変申しわけありませんが、1つ脱字がありまして、6,455トンと書いてありまして、6,455の次に千、漢字の千が抜けておりました。済みませんが、つけ加えていただきたいと思えます。

続きまして、(4)の本県における地球温暖化による影響でございます。

まず、①の最近の気候についてですが、最近10年間の猛暑日の平均日数は、30年前に比べて約1.8倍も増加しております。また、昭和49年度から平成18年度までの33年間の海水温は上昇傾向にあり、有明海で0.55度C、八代海で0.51度C上昇しております。また、熊本市ではヒートアイランド現象の進行も伺えます。

次に、②の農林水産業に与える影響を見ますと、米では、登熟期の高夜温等の影響から1等米比率が低下、果樹では、果実の着色不良や日やけ果などが発生しております。

また、森林・林業においては、早掘りタケノコやシイタケに与える影響、水産資源、漁業においては、水産生物の生態系の変化やノリ養殖における種つけ時期の遅延などが懸念されております。

次に、81ページをお願いします。

国における地球温暖化対策について御説明を申し上げます。

まず、(1)の京都議定書目標達成計画についてでございます。

京都議定書の6%削減約束を確実に達成す

るために、政府が、平成17年4月に、京都議定書目標達成計画を策定いたしました。

平成20年3月に全部を改定されたところですけれども、新たに追加された対策、施策に全力で取り組むことにより、京都議定書の6%削減目標は達成し得るとされております。

主な追加対策として、産業界における自主行動計画の推進、強化を中心とした温室効果ガスの排出削減対策や間伐材等の森林整備による温室効果ガスの吸収源対策、さらに、横断的な対策として、排出量の算定、報告、公表制度の強化や国民運動の推進に取り組まれることとなっております。

続きまして、(2)の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正についてでございます。

本年6月に、排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門の対策を強化するために一部改正されました。

主な改正点については、1つ目は、事業者単位、フランチャイズ単位での排出量の算定、報告義務の導入であります。

2つ目は、排出抑制等指針の策定でございます。冷暖房の抑制などによる事業活動からの排出抑制や高効率家電の使用、二酸化炭素排出量を家電などに表示するCO<sub>2</sub>の見える化などによる日常生活における排出抑制などの指針を策定し、温室効果ガスの排出抑制を図っていくものでございます。

82ページをお願いいたします。

本県における地球温暖化対策についてですが、本年では、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条で定める地球温暖化対策地域推進計画を含む第3次熊本県環境基本計画を平成18年3月に策定いたしました。

具体的には、(1)温室効果ガス排出削減対策の推進、(2)二酸化炭素吸収対策の推進、

(3)地球温暖化による影響への適応策に積極的かつ計画的に取り組んでおり、事業数は28、予算額は、街路や森林の整備等を含め約87億円になります。

以下、担当課から御説明を申し上げます。

環境政策課が、引き続き、まず(1)の温室効果ガス排出削減対策の推進の①横断的施策でありますストップ温暖化熊本県民総ぐるみ運動推進事業についてでございますが、地球温暖化問題は、家庭部門、運輸部門、産業部門など、さまざまな活動に起因しており、幅広い主体の参加による対策が不可欠であります。

県民、地域団体、事業者、行政が連携した県民総ぐるみの取り組みをより一層推進するために、新たにストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を設置し、8月には推進大会を開催することとしております。

また、地球温暖化防止に関する情報の提供、交流を活発にするとともに、12月の地球温暖化防止月間には街頭啓発を行い、県民一人一人にわかりやすくかつ具体的な効果が見える運動を積極的に進めてまいります。

次に、環境立県くまもと推進普及啓発事業についてですが、83ページに移っていただきまして、①地球温暖化や環境保全に関する県民一人一人の自主的な取り組みを推進するために、昨年度から、くまもと環境祭を開催いたしております。

くまもと環境祭は、楽しみながら学び考えることができる参加体験型のイベントで、本年度も同様に計画をしております。このほかに、NPOや地域団体の環境での取り組みを広く県民に紹介するために、県内テレビ局と連携した普及啓発や新聞記事による特集を行うこととしております。

次に、環境管理システム推進事業についてですが、県の事務事業における環境配慮を徹底するために、ISO14001に基づく環境管理システムに基づき、県環境基本計画の進行管理を行っております。

平成14年にISO14001の認証を取得して以来、6年間で蓄積された知識やノウハウを生かしながら、これまでの取り組みを継続す

ることが可能と判断いたしまして、本年4月には、みずからの責任でISO14001規格への適合を宣言する自己宣言方式へ移行しました。

次に、環境センター運営事業についてですが、この事業では、地域での環境する動く環境教室を行い、また、エコロジスト・リーダー養成講座を開催し、指導者育成を図ってまいります。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

83ページが一番下の欄でございます。

水とみどりの森づくり事業、これは水とみどりの森づくり税を活用した事業でございますけれども、この中で、地球温暖化防止対策にも資する、いわゆる県民参加の森づくりを進めるための幾つかの事業を行っております。

事業の概要の欄の①水とみどりの森づくり活動支援事業は、住民団体等が行います森林整備活動を支援する事業でございますし、②の学びの森活動推進事業は、学校林の整備ですとか、森林環境教育等の実施を支援する事業でございます。

次のページをお願いします。

③の森林ボランティア活動推進支援事業につきましても、森林ボランティア活動を実施するNPO団体等に対しまして指導者の派遣等を行う事業でございます。

次の欄の森とのふれあい推進事業につきましても、県が一般の県民の方々を対象に森林教室を開催する事業、こういった事業を行っております。

以上でございます。

○木村義務教育課長 環境教育推進事業でございます。

児童生徒に身近な環境に対する関心と理解を深め、環境に優しい心情をはぐくむとともに、環境問題の解決に意欲的にかかわろうと

する態度や能力をはぐくむことを目的とした事業でございます。

主な内容を御説明いたします。

②の学校版環境ISOコンクールは、学校や地域が一体となって環境問題に取り組む体制づくりの推進をねらいとしたものでございます。

③のこどもエコセミナーは、小学校5年生を対象として、公害被害から環境再生と立ち上がる水俣の姿を環境関連施設の訪問を通して学ばせることを目的としたものでございます。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 85ページをお願いいたします。

②の家庭部門対策に入ります。

地球温暖化対策推進事業ですが、この事業では3つの事業に取り組んでおります。

まず、家庭における省エネ、省資源活動の取り組みを進めるくまもとエコファミリーの推進、また2つ目は、地域における地球温暖化防止に取り組む体制を整備するため、地球温暖化防止活動推進員に必要な情報を提供したり、また、3つ目として、地球温暖化対策地域協議会の設立を支援するなど、地球温暖化に対する県民の意識の啓発、省エネ、省資源活動の普及啓発に努めております。

次に、エネルギー対策促進事業についてですが、二酸化炭素を初めとした温室効果ガスの排出を抑制するため、地球環境に優しい新エネルギーの導入を図るため、親子を対象とした新エネルギー施設見学会や新エネルギーに関するセミナーを開催するなど、普及啓発に取り組んでおります。

また、86ページになりますけれども、新規事業として、太陽光発電のより効果的な普及啓発を図るため、住宅展示場のイベント等と連携した事業を実施してまいります。

○前田産業支援課長 産業支援課でございます。よろしく申し上げます。

資料の86ページをお願いいたします。

セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業でございますが、この事業は、平成18年に策定いたしました、熊本ソーラー産業振興戦略の推進を図るものでございますが、主な事業の概要といたしましては、熊本ソーラー産業振興戦略を着実に推進するために設置されました、ソーラーエネルギー等事業推進協議会への負担金及び新規事業といたしまして、「熊本発：地球を救うグリーンコンシューマー運動」を実施し、県内企業の太陽電池関連の展示会への出展による販路拡大の支援を行うなどの普及啓発活動を行うものでございます。

産業支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

87ページをお願いいたします。

③の運輸部門対策でございます。

熊本都市圏交通問題対策事業についてですが、マイカーから公共交通機関へのシフトを図るため、公共交通機関の利用促進に取り組んでおります。

内容としましては、毎年9月中旬から10月中旬の約1カ月間、都市圏の交通事業者や県バス協会が主体となって実施している公共交通機関の利用促進キャンペーンの支援を行っておりまして、街頭キャンペーンや公共交通機関半額割引券の提供等が実施されております。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 引き続き、87ページの下段の方ですが、地球温暖化対策推進事業についてですが、2つの取り組みがございます。

1つ目は、アイドリングストップの推進で、環境に優しい運転の普及を図るため、アイドリングストップの実践や啓発を行うアイドリングストップ宣言事業所の登録募集を行っております。

88ページになりますが、2つ目は、ノーマイカー通勤運動の推進で、本年4月から新たに、民間、行政一体となった熊本県ノーマイカー通勤デーを始めました。

2本とも、6月から始まった地球温暖化対策九州・沖縄・山口統一キャンペーンに合わせて、より一層の推進を図ってまいります。

○林都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

88ページをごらんください。上から2つ目の欄になります。

事業の名称は、熊本都市圏都市交通結節点関連調査でございます。

事業の概要でございますが、この事業は、交通結節点の利便性強化を目的とする調査でございます。

具体的には、JR、市電などの鉄軌道、あるいはバスなどの公共交通機関の乗りかえ地点におけるパーク&ライドの導入に向けた調査検討を行うものでございます。

次の枠でございます。

道路整備課との共管になりますが、都市圏交通円滑化事業でございます。

これは、熊本都市圏の交通渋滞を解消するための道路整備、いわゆるハード対策となります。

具体的には、東環状あるいは西環状といった環状道路及び街路網の整備を行うものでございます。また、公共交通機関の利用促進を図り、自動車からの転換を促す交通結節点の整備についても進めております。

以上でございます。

○新藤交通部参事官 交通規制課でござい

す。

資料の88ページ、下の方をお願いいたします。

交通円滑化等対策事業でございます。

県警では、交通安全施設の整備を通して、交通の円滑化を図り、地球温暖化防止に寄与しているところであり、ことしは次の3点につきまして整備する計画でございます。

①は、信号機の高度化で、例えば、単独で動作しております信号機を管制センターに接続することで隣接の信号機と関連づけて運用したり、あるいはわき道からの車両が少ない交差点には車両感知器を取りつけ、わき道から車両が来たときのみ信号機を青にする半感应式信号機にすることなどで円滑化に努めてまいります。

②は、交通情報提供装置の整備であります。

交通情報提供装置には、渋滞混雑情報、規制情報などを表示する交通情報板と、カーナビに渋滞混雑情報を提供する光ビーコンがございます。これらの交通情報提供装置を整備し、ドライバーに道路状況を提供することで、効果的な交通の配分、誘導を行うものであります。

③は、信号灯器のLED化の推進です。

通常は信号機は、70ワットの電球式となっております。これを20ワットのLED、つまり発光ダイオード式にすることで消費電力を抑えることができ、引き続き推進してまいります。

以上3点の事業を推進することで地球温暖化防止に努めていくこととしております。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 89ページをお願いいたします。

④の産業、業務その他部門対策に入ります。

地球温暖化対策推進事業についてですが、環境経営の支援を行っております。

県内事業所に対し、ISOやエコアクション

ン21などの環境系システムの導入を図る学習会を実施して、環境配慮行動を行う事業所の拡大に努めてまいります。

次に、リサイクル製品利用拡大推進事業についてですが、熊本県グリーン購入推進方針による環境物品の優先購入により、環境型社会の形成を図ってまいります。県が率先してリサイクル製品を利用し、あわせて、市町村におけるグリーン購入の取り組みを推進することにより、リサイクル製品の開発や販路拡大も期待できます。

次に、環境管理システム推進事業についてですが、県も、一事業者として、県の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を削減するため、平成17年に、第2次地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画を策定いたしました。電気使用の節減などの省エネルギーの徹底、水使用の節減などの省資源の徹底に取り組んでおります。

次に、90ページをお願いいたします。

⑤廃棄物部門対策に入ります。

バイオマス利活用推進事業についてですが、平成16年度に策定した熊本県バイオマス利活用基本方針を踏まえ、バイオマス利活用に係る啓発を図り、技術開発や事業化への支援を行っています。

具体的には、バイオマス利活用に関する研修会を開催したり、県のホームページや広報誌を活用して、一般県民を対象とした周知啓発に努めております。また、市町村や事業者の支援として、依頼に応じてアドバイザーを派遣して専門的技術の助言、指導を行っています。

次に、くまもとEco燃料拡大推進事業についてですが、事業の概要を申し上げます。

昨年度から実施している事業でございますが、民間事業者、NPO法人、大学、市町村、県関係機関等で構成するくまもとEco燃料拡大推進研究会を設置して、菜の花プロジェクトの支援やバイオディーゼル燃料の製造技術

の習得、情報交換等を行っています。会員は、本年4月、65会員だったんですが、またその後6つふえまして、今71会員でバイオマス由来燃料の利活用に係る調査研究や事業化支援を効果的に行ってまいります。

以上です。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

引き続き、91ページをお願いいたします。

まず、産業廃棄物リサイクル等推進事業でございますが、県内の排出事業者や処理事業者等が行います産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル技術に関する研究開発への補助を行うものでございます。

次に、廃棄物コーディネーター事業でございますが、民間企業におきまして廃棄物の処理に関して実務の経験をしてきました2人を、廃棄物コーディネーターとして当課に配置しております。事業所の訪問をして、廃棄物の削減やリサイクル等に関する助言等を行うものでございます。

次は、フロン類対策事業でございますが、フロン類は温室効果ガスであるため、法に基づき、フロン類の回収と破壊が適正かつ確実に行われるよう、回収業者の登録及び登録業者への立入調査を実施するものでございます。

以上でございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

91ページの一番下段をお願いいたします。

循環型耕畜連携体制強化事業でございますけれども、家畜の排せつ物を肥料として農地の方に還元することは、土壌中に炭素を蓄積するとともに、また、化石資源由来の化学肥料、こういった使用量を抑制することが可能になりまして、温暖化の抑制につながるところでございます。

そのために、事業概要のところに書いておりますように、良質な堆肥の生産と耕畜連携

等によりまして、堆肥の有効活用と流通促進を図っているところでございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

その事業概要といたしましては、ここに掲げておりますように4項目ございまして、①の部分は、従来畜産の方がやっております不適切な処理、これの解消を一応努めておるようなところでございます。

それから、②の部分は、堆肥共励会、これは平成9年から畜産サイドでやっておるわけでございますけれども、良質堆肥をつくることによって耕畜連携を促進したいということでございます。

それから、③の堆肥コーディネーター、これは平成19年から創設した部分でございます、特に堆肥技術の熟練者を育てていこうということで、農協とか農家あたりの堆肥共励会の上位になった方を認定しております。今のところ認定者8名、ことし5名ほどを一応認定するような格好としております。

以上のことによりまして、堆肥を、とにかく耕種側の方に情報等をやりまして、流通させたいと思っているような状況でございます。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

93ページの(2)二酸化炭素吸収対策の推進でございます。

そこにはちょっと書いておりませんが、京都議定書におきまして、二酸化炭素の吸収源としてカウントできる森林は適切に整備保全された森林でなければならないというふうにされておまして、このため、積極的に間伐等の森林整備を推進していくこととしております。

その事業の名称の欄の最初の森林環境保全整備事業でございますけれども、これは植栽ですとか間伐等の森林整備を推進するメインの補助事業でございます、森林所有者等

に対しまして、森林整備に要する経費の一部を補助する事業でございます。

次の水とみどりの森づくり事業の中の針広混交林化促進事業でございますけれども、この事業は、森林所有者による適正な管理が見込めない人工林を対象として強目の間伐を行いまして、広葉樹の発生、生育を促しまして、針葉樹と広葉樹のまじったような森林に誘導していく事業でございます。

以上でございます。

○大谷都市計画課景観公園室長 都市計画課景観公園室です。

93ページをお願いいたします。

民間施設緑化推進事業につきましては、民間の緑化の支援を行っておる事業でございます。本年度から、都市部の温暖化低減のために、ビルやマンション等の屋上や壁面の緑化を助成する新たな事業を追加しております。

続きまして、単県公園整備促進事業でございますけれども、これは日本宝くじ協会の助成事業を活用いたしまして、既存の公園等の豊かで質の高い緑化を推進するための事業でございます。

以上でございます。

○藤井農業技術課長 農業技術課でございます。

94ページをお願いします。

(3)の地球温暖化による影響への適応策で、病虫害発生予察事業のうち、特殊病虫害侵入警戒調査事業でございます。

この事業は、植物検疫の一環で、病虫害発生の初期段階で、防除によりまして蔓延を防止するために、昭和25年から国の事業で行っているものでございます。ミバエ類のほか、最近では、アリモドキゾウムシなどの亜熱帯系の病虫害についても侵入の有無を監視しているところでございます。

以上でございます。

○久保農業研究センター所長 同じく94ページの下の段をお願いいたします。

くまもとオンリーワン農産物研究開発事業と申しますのは、熊本ならではの品目、品種を開発いたしまして、その栽培技術を確立することによって農家に普及をしていくというものでございます。

しかしながら、近年、特に温暖化の影響と思われる高温の影響を受けまして、品質や収量に著しい影響があらわれているものがございます。その対策を急遽立てるという課題を、ここに掲げてございます。

事業の概要に4つ掲げておりますけれども、まず最初のもは、先ほど説明のありました水稻の品質低下に伴うものでございまして、昨年度「くまさんの力」という高温障害に強い品種を発表させていただきました。

これにつきましては、従来の「ひのひかり」に比べて一つ一つの米の粒が大きい品種でございますので、その栽培管理を徹底しないことには品質がよくなりません。その栽培技術を確立しようというものでございます。

2番目の先端的資材による生産性向上と申しますのは、熊本は特にハウス栽培を得意としておりますが、夏場は特に高温に苦しんでおります。ここに掲げております温度感応型遮光フィルムと申しますのは、一般の温度ですと透明のフィルムでございしますが、一定の温度以上になりますと、自動的に曇ってまいりまして、光の透過度が減少するというようなフィルムが開発をされました。これをいち早く現場で利用する技術を確立しようというものでございます。

3番目の耐暑性野菜につきましては、ここ3年間、東南アジアで栽培されております暑さに強い野菜を導入してまいりました。これにつきまして、安定生産を図るために施肥技術を確立しようとするものでございます。

4番目のブドウの課題でございまして、

熊本のブドウにつきましては、夏場の高温により着色がよくございまして、赤く熟れてしまうというような弱点がございまして、それを回避するために、熊本県で発見をされました暑くても着色のすぐれた品種、あるいは着色が問題にならない緑色のブドウで熊本に適するものを選定するというところで安定した生産に貢献できると、そういった技術を開発しようとするものでございます。

以上です。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございまして、

95ページをお願いいたします。

上段の藻場機能回復試験でございまして、これは、本県海域における藻場の現状と機能を明らかにし、さらには藻場の復元方法を検討するというものでございます。

①のガラモ場・アマモ場機能回復に関する研究につきましては、ガラモ場、アマモ場の機能についての基礎データを収集し、さらには回復手法についても検討を行うというものでございます。

②の天草西海の藻場の変動に関する研究でございまして、これは、近年の海水温上昇に伴います天草西海域の藻場の変動傾向を調査するというものでございます。

次に、環境適応型ノリ養殖対策試験でございまして、ノリ養殖業の安定を図ること、環境変化に対応した品種の選抜と育種、それから養殖技術の改善、普及を進めるというものでございまして、①の品種の選抜育種に関する研究につきましては、低塩分性耐性品種、それから低栄養塩耐性品種の開発を進めているというものでございます。

②の環境に適応したノリ養殖技術の普及、指導につきましては、水温、塩分、栄養塩等のデータの提供と、ノリ養殖スケジュールや環境負荷の少ない養殖手法について、養殖業者に指導を行うというものでございます。

以上でございます。

○中庭下水環境課長 済みません、下水環境課の中庭でございます。

先ほど説明させていただきました中で、数値をちょっと間違っただけで説明しましたので、訂正をお願いしたいと思います。

28ページ、19年度の取り組みの中で、団体営3地区の事業を終了しましたと言いましたが、記載のとおり4地区ということで訂正させていただきたいと思っております。済みません。よろしくお願ひします。

○鬼海洋一委員長 中庭下水環境課長でした。

長時間にわたりまして御説明をいただきましたが、かなり長かったですよね。ちょっと委員の皆さんも、執行部——肩を回して、肩の力を抜いていただきたいと思います。

ただいまから、説明を終わりましたので、付託案件ごとの審議、質疑を深めてまいりたいと思っております。

まず最初に、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はございますか。

○山本廃棄物対策課長 委員長、済みません。私も1つ言い間違いがあったようでございますので……。

○鬼海洋一委員長 じゃあどうぞ、お願いします。

○山本廃棄物対策課長 申しわけございません。11ページでございますが、真ん中ほどに出捐団体ということで、実は先ほど、出捐をいただいている団体をどうも6と言っちゃいましたが、実は8でございます。申しわけございません。訂正をさせていただきます。

○鬼海洋一委員長 山本廃棄物対策課長でし

た。

ほかに訂正はありませんか。よろしいですか。

それでは、申し上げましたように、まず、公共関与推進に関する件について質疑を行いたいと思います。どなたか質疑はございますか。

○城下広作委員 先ほど副委員長からも話があったんですけども、水俣の産廃施設。結果的には、民間施設は、なかなか許可というか、理解が得られるのは難しいというような背景がやっぱりあると思います。そういう中で、熊本も一番困っているいわゆる最終処分場の場所で、ある意味では必要だけれども、なかなか難しいということで、公共関与というのがいろいろ決まってきたわけです。

我々も、ずっとこの公共関与ということに対しては支援をしてきて、頑張ってもらいたいということで、当初管理型の最終処分場、これは場所がないから、もうある意味では早く決めなきゃいけないというような前提で今まで来たんですけども、結果的には、いろんな候補地からだんだんだんだん絞り込んで8カ所、その中でもこの場所が一番いいじゃないかということで決めてきた。

だけど、なかなか立ち行かないということで、この辺に關してもう一回——実質は足りないと言ったけれども、まだまだ余裕が今の既存の分で大丈夫なのか、あと何年ぐらい大丈夫なのか、その辺のことを確認したいことと、それと、やっぱりここまで絞り込んできたのに、これが立ち行かなくなって仮に失敗すると、もう後の方に回すということはなかなかまだ考えにくいから、やはり最初に決めたこの場所をしっかりと説明して理解をしていただくというのが絶対不可欠ではないかと思っておりますけれども、この辺の感触、ある意味では手ごたえ、この辺をどう考えているか、確認させていただきたいと思っております。



○山本廃棄物対策課長 よろしくお願ひします。

○鬼海洋一委員長 どうぞ座って。

○山本廃棄物対策課長 委員の御指摘の方で、まず1点目の話でございますが、どのぐらい容量が残っているのかという話でございますが、御指摘のとおり、実は最近リサイクル等も進みまして、最終処分される分量はかなり減ってきておりますが、私どもとしましては、これは必ず埋まってしまうものでございますし、産業も、きちんとした廃棄物処理場、最終処分場がないとうまくいきませんので、私たちとしてはしっかり整備を進めていきたいと思ひます。

済みません、今のこの時点で、あとどのぐらい残っているかと、何年分かと言われて——ちょっと済みません、そこは計算をしておりませんが、現在稼働しておりますところが2カ所ございまして、その2つだけしか今ございませんので——これは管理型の処分場でございます。管理型の処分場は2カ所しかございませんので、そこがいっぱいになったら、もうなくなってしまうということでございます。

それから、2点目でございますが、感触はどうかと、地元の南関町の感触はどうかというところでございます。

私も何度も参りまして御理解を求めております。やはり自分の裏庭につくるというのは、なかなか納得をしていただくのは難しゅうございますが、しかし、先ほど御説明申し上げましたように、図を示しながら一つ一つ丁寧に御説明をさせていただいておまして、例えば、井戸水の調査などはこういうことでさせていただきますし、それからアセスについても取り組むということで御理解をいただいておりますので、それなりの御理解は少しず

つでも得ているのではないかというふうに思っているところでございます。よろしゅうございますでしょうか。

○城下広作委員 ここを選ぶまでには、相当時間をかけて、そしていろんな検討委員も設けて、そして本当にありとあらゆる方法で考えて、最終的に決めた8カ所なんですね。仮にここがだめだとすると、またもう一回振り出しに戻すと、これは考えられないことだと、私は個人的に思っております。

そういう意味では、最初が一番肝心ですから、丁寧に、そして全体的な必要性という形の分も協議していただくということできっかりと頑張っていたきたいと思ひます。そういう意味で、よろしく……。

○井手順雄委員 関連いいですか。

○鬼海洋一委員長 はい、どうぞ。

○井手順雄委員 今、最終処分管理型の既存の施設が、あとどれぐらいかというのがわからないというようなことをおっしゃいましたけれども、本事業が平成25年度をめぐり供用開始という中で、わからないなら何で25年の供用開始なのと、その間いっぱいになった、既存がいっぱいになったらどうするのかと、そういう中身の精査というのはされているんですか。

○山本廃棄物対策課長 今稼働しているのは、九州産廃とそれからオー・エスと2つでございます。それぞれに容量が残っているのは承知しております。数字も知っております。それから、年間の最終処分量が約3万数千トンであるということもきちんと承知しております。

ただ、やはりそれ以外に、確実に管理型の最終処分場ができていくかといひますと、今

のところアセスの段階のものもございしますが、私たちがしっかりつくっていかねばならぬということで、基本構想に従って今のところ進めておるところでございます。

○鬼海洋一委員長 井手委員、よろしいですか。

○井手順雄委員 私は、そういう質問じゃなしに、物質的にもし25年度までにいっぱいになった場合には、どうしていくのか、それに間に合うように25年に供用開始するのか、そういう計画でやっておられるのか、そこをお聞きしたいんですが。

もし、例えば25年以前に、例えば23年、24年ぐらいにいっぱいになりましたと、民間施設が。そうしたときにはどうするのか。公共関与というならばですよ、その間のことも考えながら、供用開始という形をしなくちゃいけないのかなというふうな思いがしますけれども……。

○山本廃棄物対策課長 おっしゃるとおりでございますが、数字的に言いますと、25年までに——今の状況から割り算をしますと、いっぱいになってしまうということはちょっと考えにくいかと思っておりますが、途中で何かあるかわかりませんので、我々としては、きちんと計画に従って進めさせていただきたいと思っております。

○森浩二委員 関連して聞きますけれども、この前産廃協会の人とちょっと話をしたんですが、今の状態でいけば10数年分は民間の施設があいてるということですね。やはり、あと5年でできるというけど、これ民業圧迫じゃないかというような話も出たわけですよ、産廃協会からですね。こんな早く急いでつくらなくても、まだラスト5年ぐらいでできるんだったら、5年ぐらい延ばしてもらっても

いいんじゃないかというような意見が出たんですけど。

それに関連して、さっきの出捐金ですかね。この産廃協会からは出てるんですかね。

○山本廃棄物対策課長 まず、民業圧迫ではないかという御意見もあったということでございますが、実は財団の理事にも、もちろんその前の計画をつくる段階からも、産廃協会からも御参画をいただいておりますので、もちろんそういう話をさせていただきながら進めているところでございます。

それから、出捐金もいただいていると思っております。幾らだったけ、30万だったけ……（「入ってますね」と呼ぶ者あり）30万入ってますね。いただいております。

○森浩二委員 大体が30万ですか、もともとは。予算がないときにあわててつくる必要はあるのかなというような、地元の人もそういうことを言っているんですよ。私の玉名市の隣にできますので、もう少し延ばしてもいいんじゃないかなというような話も出てるんですよ。今、この予算がないときですね。80億ぐらいかかるんでしょう。

○山本廃棄物対策課長 今申し上げましたとおり、今のところ計画に従って既に着々と進めさせていただいております。

確かに、予算としても80億ぐらいの数字が構想のときにはもちろん出ておりますが、現在の状況で、構想の——あれは構想ですので、あれをもう少しきちんと評価をして、現在必要な分がどのぐらいか、それに伴う予算がどのぐらいかというのは、実は今基本計画ということで勉強をしているところでございます。その中で、いろんなことをまた考えさせていただきたいと思っております。

○鬼海洋一委員長 森委員、よろしゅうござ

いますか。

○森浩二委員 はい。

○城下広作委員 もう一個はっきりしておかないと。

もともと、足りないからつくるということでやっているのによ。十分まだ間に合うとか間に合わぬとかという話は、今の段階で出るはおかしくてですよ。もともと我々は、私は、この委員会ですと最初から立ち上げていますけど、足らなくなるから公共関与をするという話で計画を立てたわけですから、民業圧迫も何もないんですよ、大体は、本来なら。足りないから、じゃあ急いでつくるということで、だれども急いでつくるけれども、相手がいることだからいろいろと交渉に時間がかかっている、大丈夫かということをお心配しているわけですよ。そこがちょっとぐらついて、今のは話にならぬから、ちょっとそれは確認させてください。

○村田環境生活部長 今、城下委員おっしゃるとおりでございます、私も、2年ちょっと前に、この委員会に所属するよう、執行部として出るようになったわけですが、当時、私が最初事務引き継ぎを受けたときは、19年度中にも枯渇するというふうな言われ方をしておりました。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）おっしゃるとおりです。

その後、状況的に、今ある産廃処分場2つあるうちの1つのいわゆる前倒しの中止、平成26年度中には菊池産廃を終了するはずですが、そういった状況であるとか、片方、リサイクルによる産廃量の状況が相当大きく変化しているのも事実でございます。

ただ、現実的には、産廃処分場がそういうことで菊池の状況あたりも変わっていくような状況の中、あるいは先ほど副委員長からも話がありましたように、民間の施設が熊本県

でも本当にできない、そういう状況の中で、公共関与の産廃処分場は要るんだと、つくらなければならない、熊本県に空港とか港とかがありますように、そういう一つの社会資本として整備しておくべき存在であるというふうに私は理解をいたしております。

したがって、そういうものとして整備する中で、先ほど森委員御指摘がありましたような、いわゆる状況の変化ですね。

確かに、実は産廃量の変化というのは、片方、産廃税が極端に減ってきているというのが一つの逆のあらわれでございます。4億円ぐらい見込んだのを、もう2億を割つとるわけですから、そういうふうな見込みの変化というものがあまして、そういうものを見はかりながらいかなければならない。

ただ、現状において、熊本の中でそういうものは要らないかという議論ではなくて、我々としては、少なくともこの計画を進める。進めた中で産廃場をつくって、県の能力としてそれを持つということは必要だし、その能力が今民間でもなくなっている状況には違いないというふうに思っております。

先ほど、13ページで工程表がございましたけれども、時間が非常にかかってくれておるようなニュアンスがありますが、これは当初予定どおりの状況でございます、特に、今進めております環境アセスメントを着実に実施することで、地元の方々の御理解を得ていく、そういう作業を今やっている真っ最中でございます。土地を取得した上で、次のステップに移るということではありますが、ここでとんざをさせていただきますと、もう私は熊本県ではできないと思っております。

城下委員の御質問がございましたけれども、2番目、3番目のところを——じゃあ南関はだめだったからできるかという、できないだろうというふうに思います。

したがって、我々としては、ぜひとも地元の御理解も得ながら、この計画を進めていく

ことが大事かなというふうに思っていてお  
りますので、当委員会の委員の皆さん方の御  
理解もぜひお願いをいたしたいと思ってい  
ます。

○鬼海洋一委員長 よろしいですか。

○岩中伸司委員 私も、先ほどのいろいろ意  
見が出ているときに、この13ページの工程表  
で問題が出ているところはあるのかなと。こ  
れまでの委員会では、ほとんど、まあまあ順  
調にいったらという報告を聞いてましたし、  
今部長の答弁では順調にいったらというこ  
とですが、ちょっとやっぱり疑問を感じたの  
は、今のやりとりの中で、森委員からも、民  
間施設でも25年以降でも余裕が出てくるよ  
うな状況、それと、さらには、リサイクルが進  
んでという執行部の説明で、当初の計画より  
もかなりゆとりが出てきているということ  
ですけれども、地元の人たちに了解を求め  
るときには、きょうのような答弁では、私  
は納得いかないんじゃないかと思うんです  
ね。

ですから、具体的な数字を示して、こう  
いう、逼迫している県の産廃施設の状況  
なんだというのを具体的に示さないと、余  
裕が出てきとるなら、そらしゃんむり南  
関につくらんでよかつじゃなかつかとか、  
当然なるとじゃなかですか。

ですから、その辺は、きちんとやっぱり  
みんななるほどというような数値を示して  
いかないと、これは私は、事業工程の計  
画を立てられているけれども、25年度に  
供用開始するような状況にはならないと。

特に、公共事業は、道路なんかはもう計  
画よりも何年もおくれますけれども、こ  
れも地元の了解が得られないで用地買収  
を含めて大変な問題になっていくという  
懸念がしますので、具体的な数値の提示  
が必要というふうに思います。今のところ  
、わからないということだったんですが……。

○山口公共関与推進室長 公共関与推進室  
でございます。

具体的な数字をとということで、課長は  
把握しておりましたけれども、私の方から  
参考までに。

本年3月末、昨年度末の数字でございま  
すけれども、今県内に2処分事業者ござい  
まして、約11万立米残余容量がございま  
す。現在、毎年大体3万数千トン、3万  
2,000トン程度処分されておりますので  
、おおむね3年程度の残余年数はあろう  
かというふうに存じております。

ただ一方で、現在、九州産廃が、昨年  
39万立米の増設許可を受けまして、現在  
整備中でございます。この分が完了いたし  
ますと、今申しました39万立米確保され  
るわけですが、これは昨年新聞報道等で  
ございましたように、地元市、地元住民  
等の協定で、平成26年度中には受け入れ  
を廃止するということが取り決められて  
おりますので、現時点で我々はもうあと  
数年しか残りがない。

我々の、今公共関与の基本計画であり  
ますところの25年度中の供用開始に向  
けて、これは事業計画画上最短の計画で  
ございますけれども、しっかり取り組む必  
要があるということで、今地元の御理解  
を得るように努力しているところでござ  
います。

○鬼海洋一委員長 よろしゅうございま  
すか。

この件については、今それぞれが御質  
問っておりますように、委員会の存立に  
かかわる重要な問題提起だというふう  
に思っております。しかし、村田部長、  
御説明いただきましたように、これまで  
のこの計画を、変更に値する顕著な情  
勢変化はないということでございま  
すので、粛々とこの計画を進めていく  
ことは大事ではないかというふうに思  
います。

ただ、お話がありましたように、ずっとこ

れまでも——この廃棄物対策の経緯、基本計画の中身もそうですけれども、常に今お話しのとおり、処分量、見通し、それから残余容量、民間のこの取り扱い、既設の、既存の処理能力、こういうものについては常に示しながら今日来ておりますから、その辺は、対策室としても、公共関与推進室としても、常に明確な数字を把握しながら、委員の皆さん方に御説明できるような体制をおつくりいただきますように、委員長からもお願いしておきたいと思います。

ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 先ほどいろいろ話がありました水俣の件ですね。これは民間なんですけれども、これが計画が撤回になったと。この件が、南関町のこの最終処分場に与える影響というのはありますか。例えば、住民感情であるとかですね。

○山本廃棄物対策課長 民間の事業のことでございますので、それぞれやっていくことになっておりますが、我々としましては、公共関与は、先ほどから申し上げましたとおり、社会資本としても必要だということで整備を進めさせていただいておりますので、基本的には影響はないと思っております。

それから、もちろん住民の理解、私どももそうですけれども、こういう個別の施設は、住民の理解を十分得ながら進めていくというのが原則だと思っておるところでございます。

○内野幸喜委員 委員長、もう1点よろしいですか。

○鬼海洋一委員長 どうぞ。

○内野幸喜委員 排出事業者団体、出捐団体ですね。先ほどの話の中で、民間では3団体がまだしてない。たしか第4回の委員会のと

きに、幾つかあると。決算の時期とか、そういうことが影響して、それが過ぎれば間違いなく出捐していただくとおっしゃっているという話だったんですけども、もうあれから半年ぐらいたってるんですが、その点はどうでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 まず、3つ、実は3団体、工業連合会でございますが、工業連合会につきましては、実は3年に分けてお支払いいただく約束をいただいております、今10万円いただいております。ことしも、そういうことで10万円いただけていると思っております。

それからあと、商工会連合会と、もう一つは中小企業団体中央会でございますが、こちらは、実はなかなか、人件費にも食い込むような、もう大変だというような状況でございますが、昨年度3万円ずついただいております。今年度も、上がりまして、それぞれの団体へ参りましてお願いをしてきたところでございます。

○内野幸喜委員 じゃああの、財政的な問題というふうに考えればよろしいんですかね——ということですかね。

○村田環境生活部長 済みません。3団体については、もう全く財政的な事情で、出資金ということなものですから、金額の多寡よりも財政的な問題で分けてお願いしたいと。参加することについては、もうやぶさかじゃございませんけれどもということで、意思については、理事会にもずっと出ていただいておりますので、最終的に600万になるような中でお願いしていこうかなと。

実は、裏話を申し上げますと、600万という基金の額は、当初とてつもなく膨大な金額でした。そういう形では基金そのものができ上がらないというような経済情勢でありまし

たので、最低限の基金でスタートする形で、小さく産んで大きく育てようということで、そういう理解を得ながらスタートしたものでございます。

それから、南関町への水俣での影響であります。基本的には、まだ事業者が最終的な発表も報告もしておりませんので、我々としては、その報告を待ちたいと思いますけれども、ベースになるのは、地盤の問題であるとか、地下水の問題であるとか、非常に、やはり訴えてこられたテーマの一つ一つ答えていくことだろうと思います。

水俣の状況と南関町の状況あたりを十分に比較もされると思いますけれども、我々としては、民間ではできない公共関与としてのそういう対策、あるいは民間は、ある意味では20年、30年という間、管理をし続けていく間、存続していくということが非常に不確定な場合がございます。現実に倒産して、その後処理に困っている処分場もありますので、それが無いと。公共関与が、いかに産廃処分場の後の管理の面で心配ない形で続けさせていただくかということを中心に訴えていきたいというふうに思っております。今回の水俣の展開が、どういうふうなことで今後展開するかは注視しながら、南関町の方への説明には当たっていきたくと思います。今申し上げましたように、公共関与なるがゆえの有利性を訴えていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員長 大体これぐらいでよろしゅうございますか。

○堤泰宏委員 私がいっちょよかですか。一般質問でちょっと聞き損のうたことがあります。

15ページと16ページに資料が載っています。これは私、初めてちょっと見らせてもろうたつですけれども、まず、一つの例として、16ページの例えば上から2段目、3段目、京都

府、昭和49年に事業開始。これは継続中ですよね、管理型。それから、大阪府、昭和46年に事業開始。これは、平成18年3月に埋め立て終了。

しかしながら、これは閉鎖とか書いてないですよ。漏れた水を府が管理ということだから閉鎖と書かなかったのか。

これは、京都が管理型、大阪が安定・管理型、それから中間処置施設が焼却、破碎とか、いろいろありますね、溶融とかですね。

極端なのは、ずっと下に行きますと、高知県は、魚粉製造プラントの——これは何でしょうかね。残りかすをここに埋め立てるという意味でしょうか。何かよくわかりません。

ここがちょっと私気になりますのが、例えば京都は、昭和49年、これは容量が大きいから、ああいう大都会でもまだ操業しとるのかと思うし、大阪は何でこういう表現かなと思います。

ちよつとこの説明と、中間処置施設が書いてないところがありますけれども、これはどういうものなのか。それから、安定型と管理型を、私が尋ねれば——これは簡単にお答えいただくのですが、安定型と管理型の一番の違い、それから遮断型といいますかね、遮断型はコンクリートで完全に密閉するのか、管理型は水がずっと流れていくのか、そこをちよつと説明お願いします。

○山口公共関与推進室長 公共関与推進室でございます。

まず、最初のお尋ねの資料16ページの件でございますけれども、京都府は、現在でも、ここに書いてありますとおり株式会社方式で、もちろん京都府も出資しとるわけですが、方式としては株式会社方式で管理型処分場の管理をやっておるところです。

それから、大阪府の件ですけれども、しみ出ている水ということではございませんで、まさに管理型処分場というのは、埋め立てを

終了いたしましても、雨水が降ってそれを公共用水に出すときに、まだ排水基準を満たさない状態にある場合がございます。それをきちんと管理した上で、処理した上で、公共用水に流せる安全な水の状態にして流す、そこを管理するから管理型処分場というわけでございますけれども。ですから、ここはまだ埋め立ては終了したけれども、水処理は継続している、そこを管理しておるといってでございます。

それから、高知県の何と申しますか、魚粉製造プラントと、中間処理と書いてありますけれども、この辺はいわゆる最終処分ではなくて、焼却もそうですけれども、いわゆる中間的な処理をした上で、例えばリサイクルに回すとか、場合によっては中間処理した上で最終処分に回すとか、何らかの形で中間処理を行っているところ、いわゆる最終処分ではないということでございます。

それから、安定型、管理型、遮断型というようなことで非常にわかりにくい、通常使わない言葉ではございますけれども、簡単に言ってしまうと、安定型処分場というのは、法律で埋め立てることができる廃棄物が5種類決められております。瓦れきとか、ガラスくずとか、陶磁器くずとか、ゴムくずとか。要するに、どういうものかといいますが、雨が降っても、いわゆる水が変化しない、要するに汚れた水が出ない、だから、いわゆる穴を掘った素掘りのところにどんどん投げ込んでいく、言うならばそれだけというようなものでございます。

その次に遮断型でございますが、これも先生おっしゃるとおり、いわゆる有害なものを埋め立てる、ただし、その埋め立ては完全に外界の環境と隔離した、言うならば永久に保管するものでございます。これは、そこに入れるだけであって何も状態の変化を起こしません。ずっとそこに保管するだけでございます。

管理型というのは、ちょうど中間的なものでございまして、有害なものは法律の一定の受け入れ基準がございますので、これを超えるものは入れられません。逆に遮断型に入れないといけないんですが、それ以下のものにつきまして、きちんと先ほど言いましたような水の管理等をすることによって、将来的にそこで安定するというような——これもまた管理型処分場に埋め立てることができるものにつきましては、きちんと法律で法令等で基準等が定められておる、またそれ以外は入れられないというものでございます。

以上です。

○鬼海洋一委員長 ちょっと委員の先生方に御意見をいただきたいと思いますが、きょうは、実は水俣病対策特別委員会が午後に予定されております。ちょうど12時になりましたけれども、今後審議をどういふぐあいに進めていくか。もうこのままやりますか。このままよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、執行部の方々も大変御迷惑ですけれども、このままお付き合いをいただきたいと——もういいでしょう。ほかにいいですか。今の件は……(「もうよかです」と呼ぶ者あり)今の件は、もうそれで了解をいただいたそうですが、ほかにまだありますか。

○山口公共関与推進室長 済みません。私もちょっと緊張しております、先ほど御報告の中で、現在容量11万立米を、ことし3月と申し上げてしまいました。申しわけございません。昨年、前年度じゃなくて19年3月、去年3月現在でございました。訂正させていただきます。申しわけございません。

○鬼海洋一委員長 それでは、今の件もそうですけれども、これはまさに19年の3月か20

年の3月、1年間の大変重要な件ですから、その辺は的確に答えができるように、常に把握をされて準備をしておいていただきますようにですね。これはもう公共関与の基本の基本ですから、そのことも委員長としてお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、この公共関与に関する件は、これで終了してよろしいですか。後ほど、またあれば、改めて御質問いただきたいと思いますというふうに思いますが、とりあえず……。

○吉永和世副委員長 済みません。先ほど民間処分場が2つあるということで御説明がございましたけれども、2つあっても取り扱い品目が若干違いただろうというふうに私は認識しています。

平成26年で一応廃止すると、九州産廃さんの方は、すべての品目が対応できるということでもありますけれども、もう一方の民間処分場はすべて対応できない、対応しないという状況なので、今回九州産廃さんが26年で廃止されるようになりますと、すべて扱う処分場が県内からなくなってしまうということになるのかなというふうに思っています。

そういった意味からいきますと、やはり公共関与をつくっていただいて、すべて扱う処分場というのを、やはりつくっていただくことが大事だろうというふうに思います。そういった意味で、ぜひそういったことも地域住民の方々には御説明をいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。要望……。

○鬼海洋一委員長 今の要望ですけれども、九州産廃の現状については、ずっとこの委員会でも長い間審議をしてきたことです。ですから、恐らく事業の拡大等の問題についても、県としても最大限の努力といいますか、配慮をしながら今日に至っておりますので、今後この処分場がどうなっていくかということは、

今お話がありましたように我々の公共関与の進展に非常に大きな影響をもたらす、そういう内容を持つものでありますから、このことも、そういう、今お話がありましたような民間の処分場の状況の変化等についても、できれば次の機会、9月議会の中では、ちゃんと報告できるような状況の分析処理をいただくようにお願いしておきたいと思います。

それでは、続きまして、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件の質疑を受けたいと思います。どなたかありませんか。

○井手順雄委員 45ページの荒瀬ダム堆積砂の活用をして覆砂を行うという事業でありますけれども、過去何年間もやっておられると思いますが、何平米して——検証といいますかね、どういった状況になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○久保田漁港漁場整備課長 荒瀬ダムの堆積砂を活用しました覆砂につきましては、去年が最初初めてやっております、約9,000立米の覆砂を、場所といたしましては、金剛という地名がございますけれども、金剛地先の干拓地先に覆砂を実施したところでございます。

その結果、いかなることかということでございますけれども、またことしの3月ごろに工事が竣工したばかりでございます、うちの担当を通じましていろんな聞き取り等はやっておりますけれども、まだ数値の上でどれだけの結果が出たかというのは把握してない状況でございます。

以上です。

○井手順雄委員 今後、引き続き、いろんな海域調査といいますか、どういうのが育っていくのかというのはやっていきたいというふうに思っております。



それとまた、荒瀬ダムに関連でございますけれども、知事が唐突に凍結というふうなことで言われまして、もう日が——2～3週間たちまして、いろいろ悲喜こもごも、地元ではいろんなことがあっております。

昨日は、八代海の漁協の方々が、そのまま凍結ということはやめて、今までどおりのことで推進していただきたいというような要望に來られました。

私も、水産議員の一人として、そこでやはり漁民の皆さん方は、凍結と言うてもらおうと今度は水質の問題等々がありますもんですから、やはり今までどおりの推進をお願いしたいというところもあります。しかしながら、知事のおっしゃるいろんな費用の面、また、有効活用の面等からも、わからぬでもないところもあるわけでありませう。

そういう中で、ここ3週間ぐらいたった中で、執行部としては、やはり漁民に対して何らの説明もないわけでございます。ただ、費用対効果で、壊しますよというようなことがひとり歩きして、その間やっぱり執行部としては、ともに漁民には、こういった方法をとれば壊さなくてもいいんですよとか、そういう説明あたりは今後どうやってなされるのか。

また、例えば、有明海、八代海、閉鎖性水域であるから、海砂をとるのは縮減していこうというふうな、環境面からそういうところは、片ややっておられる。しかし、片や荒瀬ダムは存続して環境はどうするのか。これは整合性をとるのが大変厳しいというふうには私は水産議員の一人として考えるんですが、その整合性はどうとっていかれるのかをお聞きしたいと思います。

○福島和敏委員 関連でいいですか。

私は、有八のこの委員会、ずっと見させていただいているんですが、内容を見ても、皆さん本当によく頑張っておっしゃるなど。一回やっぱり自然を壊したものを戻すのは大変

な金も要るし、労力も要ると思っています。

皆さん一生懸命頑張ってらっしゃる中で、あの6月4日の突然の知事の表明。私は、皆さん方はどう受けとめられたのかと非常に心配をしますし、同情もしております。ましてや、環境問題の一番トップであります村田部長あたりには、何の相談もなくこれが発表されたという事実が後でわかりましてね。

今、井手委員が言われましたとおり、やはり私は、八代——荒瀬ダムは八代海の話ですが、やはり海をきれいにする、戻すのは、清流を海に流してやる、これが最大の要因だろうと、私は、大いに実は期待をしておりました。

その反面、いろんな費用をたくさんかけている。しかし、荒瀬ダムの発電は1億円なんですね。1億円の利益を上げるという話で、しかも60億の設備投資をするということは、単純に計算しても60年かかると。

皆さん今一生懸命やっておられる仕事は本当に解決するためには、荒瀬ダムを外すというのは大変な大きな力になると私は信じております。

現に、きのうも、今言われましたとおり、漁民の皆さん方も議長のところには押しかけてらっしゃいますし、ましてや下流域住民の皆さん方、八代海37漁協ありますけれども、その代表の皆さん方も、きのうは、デモとは言いませんけれども、集会までやって、きのう知事は、15分の約束で会う時間を50分会っていただいて、しかしながら、その結論は、やはり凍結という姿勢は崩されてない。それを考えてみますと、皆さん方が今やっている仕事と知事の今言われていることとは、全く相反することじゃないかなと。

その件について、きょうは村田部長にぜひコメントをいただきたいなと思って来たんですが、井手委員の話とあわせて、ぜひ考えを聞きたいと思っております。

○鬼海洋一委員長 ほかには、どなたかこの件について……（「荒瀬の関係ですか」と呼ぶ者あり）荒瀬と八代海……。 （発言する者あり）

それでは、今の両委員の質問に対して、村田部長。

○井手順雄委員 部長というよりも、担当の方から、まず技術的なことをお聞きしたいですね。

○福原工務課長 企業局工務課でございます。ただいまの質問にございました、今後砂等についてどうやっていくのかということで、覆砂につきましては、計画を持って今やっているところでございますけれども、引き続き数量等の見直しはございますが、やっていきたいというふうに考えております。

それから、海への……。

○鬼海洋一委員長 ちょっと今答弁をする相手が違いますので。覆砂の問題でしょう。その砂を利用した……。

○井手順雄委員 いいえ、それはもう終わりました。

○鬼海洋一委員長 もうよかですか。

○井手順雄委員 海的环境に対して、どのような——もし存続した場合、整合性をとるのかですよ。

○岩下水産振興課長 まず、水産振興という一般的なものでお話しさせていただきますと、やはり水産振興の面から見ますと、一般的にはそういった下流から上流域につきまして、人工的な構造物というものはない方が水産振興にとってはベターかと思います。

しかしながら、今回の荒瀬ダムにつきまし

て、まず、上流に行きますと市房ダムがございます。瀬戸石ダムがございますし、荒瀬ダムがございます、その後に遙拝堰がありまして、その下に新前川橋と球磨川堰という状況の中で、荒瀬ダムを撤去することが、どういう、水産振興に果たす役割があるかというところを考えますと、まず、水産振興の面で見ますと、アユの増殖にどう影響するかというのが1点あると思います。

荒瀬ダムを例えば撤去いたしたといたしますと、そのバックウオーターの部分の部分が当然なくなってまいりますので、そこで非常に浅い瀬ができれば、そこにはアユ等の産卵場といったものが造成されるということは考えられると思います。（発言する者あり）

ただ——済みません、もう少し説明させてください。ただ、そこに産卵場ができたといいたしましても、そこで産まれたものが下っていきますと、当然その遙拝堰におきましては、迷入——農業用水のための迷入、迷い入ると言いますが、そういったところで、大体今までの調査で22から27%程度のロスがあると言われております。

もう1点、井手委員のおっしゃっていますその砂利の供給の点について……（「違う」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員 私が言いたいのはね、漁協がきのうもちょっと要望にいられて、海的环境はどう守るのかというようなことなんです。その認識はどうっておられるのかです。その認識はどう持っておられるのかです。たい。（「わかりました」と呼ぶ者あり）整合性です。いわゆる八代海をどう守っていくのか。もしそのまま存続して、そこら辺の整合性をどうとるのかですよ。ということは、ひいて言えば漁民の方々にどう説明するのです。それをお聞きしたい。

○鬼海洋一委員長 これはちょっと部長……。

○井手順雄委員 部長に関しては、それはいわゆる環境の問題と。漁民にどう説明するかは、やっぱり水産振興の方で説明していただいて、環境の面からとらえた場合、いろんな今閉鎖性海域の中で、砂を掘っちゃならぬ、削減せなならぬとかいう、環境環境ということでいろんな縮小をしてくる。片や、こういうダムを壊さないでそのまま存続と。片や、環境破壊するんじゃないかというような懸念もある。その整合性なんです。環境から見た整合性、これはどうとらえておられるのか。

○鬼海洋一委員長 それでは論点を整理します。

1つは、今お話がありましたように、これは八代海の水産振興の件に関連することでもありますので、漁民への今回の問題の説明をどういうぐあいにするのかというのが第1点ですね。

それから、広く環境という関連でどういうふうにこの問題を理解するのか、その点の2点だというふうに思いますが、まず1点目、漁民への説明、これは非常に高度な問題だというふうに思っていますので、できれば村田部長から総括して説明をいただければ、御回答いただければというふうに思います。どうぞ。

○村田環境生活部長 後段の方から行きます。

環境を保全することと、いわゆる経済といえますか、開発をすることというのは、ある意味で反することを一緒にしゃべっているとか、その折り合いをどうつけるかというのが——非常に難しい悩みを常に抱えながら、環境のセクションとしては仕事をしているというのが正直なところでございます。

先ほどちょっと例に出されました海砂利にしても、骨材の確保と、いわゆる水産や海域環境の保全という両方があります。それをどういうふうに調整しながら、なおかつ人間が生活していく上で、それを施策の中で進めて

いくのかということを経営の中で決めていくことだろうと思うんですが、そのときにある意味での政策決定というものがかわってくると思います。

今回の荒瀬ダムの撤去という政策決定があって、なおかつ、それを今度は凍結してそのままいくという政策決定、そのときに、川の環境あるいは八代海の環境の上でどうなのかということが出てくる。そここのところの整合性をどうとるのかということだろうと思うんですが、正直申し上げまして、先ほどの御発言がありましたように、政策決定の段階で、もう正直なところ、私は知りませんでした。

ただ、これは、新知事就任、あるいはその他の県のいろんな総合的な要因の中で、それぞれの所管のところでは総合的な御判断があのことだろうと思います。それについて、じゃあ例えば、ほかのところでもいろいろあると思うんですね。道路をつくるとか、工業団地をつくるとか、いろんなことがあると思うんですが、基本的には、環境の部門として、そのものがある、あるいはない、撤去される、撤去される時にも、そのときの状態で環境の状態が悪化しないような措置をとってほしいと、それは当然申し上げるべきことだろうと思います。

それから、存続する際についても、存続することによって今のような漁民の方々からの御疑問が出る。地域住民の方から御疑問が出るようであれば、当然それに対して答えていくというふうなものが、最終的には総合的な判断として進められていくしかないんじゃないかなというふうに思います。

私どもの立場としても、それが悪化することであれば当然物を申し上げていかぬことではありますが、よりよくしていくということについて、確かに一つの事柄を進めるというのは本当に難しゅうございます。

今1番目の質問のところにも絡みますけれども、逆に凍結して残るとということが、地域

住民の方、漁民の方々に疑問が残るということであれば、それは当然、説明責任は県側にあるのではないかとこのように理解をします。私としては理解をいたします。

○井手順雄委員 どのように説明していくんですか。それをお聞きしたい。

○村田環境生活部長 その説明ぶりは、政策判断をした当局に、まさにダム管理の政策判断をしたところに、私としてはお任せせざるを得ない。ここで私がどうこうというのは、なかなかしゃべりづらいというふうに思います。

○井手順雄委員 それでは、ここで精査しますけれども、知事が凍結という意見の中で、執行部自体は、まだその手法というのは全然できていないということの認識でいいですね、そこで。そういう認識でいいですか。

○村田環境生活部長 ちょっと今の質問の趣旨がわからないんですけれども。

○井手順雄委員 知事が、凍結というふうな形の中でおっしゃいました、費用対効果とか、発電だとか、そういったようなことでおっしゃったわけですが、しかしながら、八代海で生活する漁民の方々の疑問等々は、まだ精査してないということでございますね。

○村田環境生活部長 精査しているかどうかも含めて、私はお答えする立場にはないと思っております。

○井手順雄委員 なら、だれに聞けばいいんですか。

○福原工務課長 企業局工務課でございます。今の御質問ですけれども、私どもといたし

ましては、漁民の皆様の理解を得るように、ダムの管理をこのような方法でやっていくんだということを示しながら、丁寧に説明していきたいと思っております。

しかし、現在、その対策等について詰めている段階で、まだ申し上げることはできませんけれども、少なくとも言えますのは、今後継続するに当たって、今以上にとか、今よりもよくなるように、ダム管理をしていきたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 ほかの水産関係だとかいう方々と連携をして、やはり漁民の方々が納得するような——やっぱり県財政をいろいろ考えるならば、私としては、知事の言ったことも一理ある。

しかし、漁民の人たちの生活をどうするんだと、この辺の整合性というのがびしゃつととれて先に進んでいっていただくというのが一番だろうと思いますし、また、今話がありました、それを課でびしゃつとまとめていただいて、それとまた環境から言わせれば、ちぐはぐにならないように、これをとればこちが立たずというぐあいにならないように、やはり環境からも見て、整合性がとれるようなことで今回の作業を進めていただきたいのと、要望であります。

○鬼海洋一委員長 福島委員、よろしいですか。今の答弁で。

○福島和敏委員 皆さん現実がわかってないんじゃないんですか。もう今八代海では、悪化するだけしてですよ、もう今魚がとれないんじゃないんですか。八代の魚市場はつぶれたんですよ。実際魚がとれないから後継者もない。今八代海の漁民、魚をどこに持っていくかわからないぐらい、現実的にそういう状況に置かれているんですよ。

それを皆さん、22年の3月31日になったら

壊してもらえると。間違いなく、閉鎖的な海に清流が流れ込めば海は絶対よくなるんだとみんな信じてらっしゃるんですよ。それを皆さん方一緒になって、今高額な金と時間をかけて、一回壊したものをもとに戻そうと努力しているじゃないですか。その大変な手助けになると私たちは信じているんですよ。

だから、今村田部長の発言は、非常に私は不満ですね。もっとやっぱり知事の側近であれば、これだけのメンバーの中のリーダーシップであれば、もう少しはっきりした態度を示すべきだと私は思います。

○鬼海洋一委員長 福島委員の意見については承っておきまして、とりあえず関連して岩中委員。

○岩中伸司委員 確認ですけれども、企業局ですね。

知事が6月4日の記者会見で突然ああいうことを表明されたということで、本会議でいろんな質問が出て、凍結と、今も凍結ということですが、ちょっときょうの議論を聞きよったら、もう現状のまま継続をしていくことを前提に議論になっているようですが、本会議では、確かに年内に結論を出すということを私は聞いたように思うんですが、その確認をちょっとしたいんですが。

○福原工務課長 企業局工務課でございます。

ただいまの御質問ですが、企業局としては、当然継続の方でいろんな物事を考えております。そして、それをもとに皆様の御意見をいただきながら、それを知事の方へ上げて、知事がいろんな角度から総合的に判断して、年内に結論を出すということを言われております。

企業局としては、撤去ということで進んでおりましたけれども、凍結になって、今はまた継続の方向で検討はしておりますけれども、

これが決定ではありません。ですが、こちらの意見を相手の方に述べないと、また、疑問とか、要望とか、そういうものをどう判断していいかという判断材料もありませんので、そういう意味で、うちの方はこういうことをやっていきたいということを示しながら御意見をいただいて、それをまた知事の方へ上げて、知事の方で年内に総合的に判断するというところで、決定ではございません。

○高野洋介委員 荒瀬ダムの件でちょっと言いたいですけれども、私も、地元の県議として、いろんな話を伺います。もう皆さん御存じのとおり、いろんな方からの要望が来ていると思うんですけれども、今までの企業局の対応で一番私がいただけないと思うのが、地元の局長である上野局長が全然出てこない。今の知事の説明、そして執行部の説明だったら、私は——だれも納得しないんですよ。地元のことは無視して、財政面、そして財政面でしょう。金、金、金でしょう。

ですから、地元の方は、やっぱり先ほど福島委員が言われるように、清流が戻るという期待があるわけですから、我々は——私は、個人的な意見は、地元の県議として、県全体を見た中で財政面が悪化しておるのはわかるから、そこの落としどころとして、やっぱり具体的に、球磨川を今後こうしますという案を出しながら地元へ説明をしないと、絶対私は、地元はだれも納得しないと思うんですよ。

今のまんまでいったら、6月議会では具体的な案は間違いなく出ません。9月、12月——12月にはもう結論を出すというふうに言われておりますので、ぜひとも地元の意見を交換しながら具体的な案を出さぬと、だれも納得せぬまんま、地元のことがわからぬ人たちが決めているような気がして、私は地元が一番置き去りにされているような気がするので、そこら辺を考えてもらって、絶対坂本出身の企業局長が地元へ一回足を運ばぬと、地

元でおってからなんばしよつとやという声も聞きますもんですから、そこら辺も理解してもらって、早急に案を出しながら、それをまた身につけていただきたいなと思いますので。要望でいいです。

○鬼海洋一委員長 それでは、この辺で、この問題についてはとりあえず打ち切りたいというふうに思いますが、今回の代表質問、一般質問を含めまして、まさに今議会、本会議は、この問題一色と言ってもいいような状況で推移をしたというふうに思います。

そんな中で、もう一遍確認しておきたいというふうに思いますが、知事としては、凍結ということと訴えながら、この議会での審議を含めまして、これから十分な審議を尽くす、そして最終的に12月の段階では決断をするという、こういうお話であったというふうに思います。

ですから、きょう、この委員会での議論については、その意味では付託される案件が八代海の漁場の確保、振興、環境の改善、こういうものがこの委員会の審議事項、中心的なテーマでありますから、当然にその中で八代海の環境保全にかかわる、あるいは振興に対する意見が出たということも、これも当然のことではないかというふうに思っています。

そこで、ぜひ、審議をされる知事部局の中で、その中でもきょう出ました意見等については、今後の審議の発展の過程の中で、ぜひ、この委員会の中でこういう質疑あるいは要望が出たということについては、そんな中でお伝えいただきますように、まずお願いをしながら、この問題、とりあえずこれで打ち切りさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○西岡勝成委員 1つだけ要望をしておきたいんですが、ダム の 弊害 というのは、要するに砂利とか砂とか泥土もありますけれども、

そういうものが海に行かないと、とまってしまうということもありますし、それから、ミネラル分が重いので下に沈んでしまう、栄養塩が流れにくいというようなことがあると思うんですけども、荒瀬も含めて、県下各地には、もういろいろな代表のダムがありますけれども、あれから砂利を供給してやるようなシステムというものは、何か土木部として——ただそこでとめてしまうんじゃないで定期的、例えばそういう、今荒瀬で実際覆砂のためにやっているじゃないですか。そういうようなシステムというものを考えていかないと、だんだんだんだんダムにはたまっていくわけですね。いろいろなヘドロもたまりまますし、砂利もたまる、砂もたまる。そういうものを除去しながら、次の環境に負荷した分はその分返してやるようなシステムを、私は考えていく必要があると思うんですね。川辺川で選択取水というような言葉も出てきましたけれども、そういうシステムを考えながら、やっぱり時代の中に対応して環境を守っていくというふうなシステムをぜひやっぱり考えていくべきときだと思いますので、その辺は私、要望いたしておきます。

○鬼海洋一委員長 野田課長、何かありますか。

○野田河川課長 ダムにつきましては、一般的に100年分の土砂を一応貯留する、確保するというふうな計画でございますが、現在においては、できるだけ上流にそれがたまる前にためて取り除くというふうな施策もやっております。

それと、いろんな今後のダムにつきましては、土砂ができるだけ上下流で移動するような手だてをやっていくというのも、一つの考え方としてできるだけ取り入れるような方向で考えていくというふうな方向でございます。

○佐藤雅司委員 1つよございますか。関連して。

上流の人間から申し上げておきたいと思えますけれども、いつも私が申し上げとることでございますが、土木の方の砂防であるとか、あるいは農地の方の堰堤とか、いろいろあります。

しかし、すべて今まで、土砂や砂、小石、これらを、全部三方張りも含めて、そこでとめているんですね。したがって、それを水が越えて、富栄養化したものがずっと下流域まで流れていくということになります。

したがって、私も質問の中でも大分言いましたけれども、そうしたものを、小石や砂を流していく上流部の新しい工法というものも、しっかりとやっぱりつくっていかなきゃいかぬというふうに思います。

先ほど井手先生がおっしゃった中にも少し関連しますけれども、そうしたものについて、やっぱり企業局あたりも、どうやったら海の環境がよくなるのか、あるいはいわゆる魚の部分についても、やっぱりそうしたものをやっただければかなり今の環境が保たれていく、あるいはまだ改善の余地があるとか、そうしたものをやっぱりおっしゃらないと、これは環境がそのまま悪くなる一方だと、これよりよくなると思ったのが悪くなってしまうと。そうじゃなくて、全面的によくなりやせぬけど、これくらいはよくなるんだという、そのくらいの意気込みはやっぱりこの委員会で示さないと、先ほどのようなおかしい議論になってしまうんじゃないかと。こういう要望でございます。

○鬼海洋一委員長 ほかにはございませんか。特に、福原課長は、その辺、今後の議論の過程の中で生かしていただきますようお願いしておきたいと思えます。

ほかに、この件以外の件でございませんか。

○森浩二委員 海砂、海砂利の採取について、ちょっとお聞きします。

今、場所は決まってるんですかね、採取。だんだん縮小の傾向にありますけど。

○森永環境立県推進室長 環境政策監の森永でございます。

現在採取されておりますのは、有明町の沖と、それから八代海の4カ所で、合計5社の業者さんが採取をされているところでございます。

○森浩二委員 この前、地元の大浜沖とか滑石沖にちょっと行ったんですけども、そこで砂をとってたんですよ。そういうのは何でとってたんですかね。不思議だなと思って見てたんですけど。(発言する者あり)いや、航路じゃないです。航路でも何でもないところなんです。ああやってとっていいなら、うちの地元の漁協から、砂がたまっているところをとってくれといっぱい頼まれてるんですよ、今。

○森永環境立県推進室長 申しわけございませんが、今の事実についてはちょっと承知しておりません。何らかの公共事業関連とかいろんな可能性があると思えますけれども、現時点では情報をつかんでおりません。

○森浩二委員 ということは、違法ということですかね。

○鬼海洋一委員長 それでは、森委員、今の状況については、ちょっと森永政策監、調査をされた上で、森委員と十分今の案件について納得いくような御説明をお願いしておきたいと思えますが、それでよいかですかね。

ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 1点だけ簡単に。

19ページに、提言の中身が重点項目で6点だけ挙げられているんですが、その中で、諫早湾干拓事業に係る中長期の開門調査の実施ということがうたわれていますが、これは最近の動きとして何かあったらばお答えいただきたいと思いますが。もう大体事業自体は完了しているようですけれども。

○鬼海洋一委員長 どなかがお答えになりますか。

○森永環境立県推進室長 今回の諫早干拓の中長期開門についての調査に関するお尋ねでございますが、今のところ新たな動きは特には把握はしていないところでございます。

県といたしましては、潮流、潮汐の変化等、泥質化の影響とかいろんな可能性もございしますので、引き続き県漁連とも御相談させていただいて、中長期開門の必要性について国に要望しているところでございます。

○鬼海洋一委員長 よろしいですか。

それでは、ほぼ御意見も出尽くしたようでありますから、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件は、これで終わらせていただきます。

執行部の皆さん方に、まことに申しわけありませんが、ちょっと時間が押しておりますけれども、先ほど冒頭確認したようなことでやらせていただきたいと思いますが、ぜひ昼食の時間は時差で、十分時間をとって昼食をとっていただきますようお願いをしながら、次の地球温暖化対策に関する件で御質問を受けたいと思います。

○城下広作委員 まず、ちょっと先に88ページ、交通信号機のLED化ですよね。これ、70ワットから20ワットに、これ物すごく激減できるんですね。それで、これ大分電気代も

節約できるんですけれども、県下の信号機で通常は70ワットだったんですけれども、20ワットでできるこの発光の分ですね。これの転換率はどのくらいになる。かなり電気代が安くなると思うんですけれども、これがこちらに移行すると大分……。

○新藤警察本部交通部参事官 管理費でございますか。

○城下広作委員 管理費、じゃあこのダイオードに変わる分、LEDに変わる分の率というのはわかりますか。変わっている率。例えば、電気代が安いということだから、これにばんばん切りかえるといいというふうに単純に思うからですね。金もかかるでしょうけど、まずは率をお聞きしたい。（「後で」と呼ぶ者あり）わからぬなら、後でもいいですよ。

○山口ゆたか委員 2番目の交通情報提供装置の整備とありますけれども、実際私も、民間のカーナビをリーダーのカーナビじゃないやつにつけて、光ビーコンのタイムリーな情報提供を余り受けない、FMのミックス情報の方が明らかに早いという現状があります。そういったところを考えると、今後整備をするということですが、そのあたりはどのように考えておられるのか。

○鬼海洋一委員長 お答えいただけますか。（発言する者あり）

○鬼海洋一委員長 今回は優秀な委員がそろっておりますので、非常に厳しい、難しい質問が出てまいりますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、今の件についてはまた後ほどですね。

○城下広作委員 6月21日と7月7日にライトダウンというのをやるんですね。夜8時から10時までということ——10時だったかな、



2時間。それで、この間21日に、実際に協力して結構ライトダウンをやってもらったんですよね。国も推奨しているんですけども。

それで、これは国の環境省の方からも、県の方からも、結構、協力してくださいと企業にいろいろ文書で言ってるんですよね。直接団体に例えば職員が行って、協力してくださいというような運動はされたのか、されてないのか。それと、実施してペーパーでお願いしたけど、協力していただいたのは、大体どのくらいの企業だったのか、これがちょっとわかるなら。

○森永環境立県推進室長 ただいま温暖化対策の一環で進めておりますブラックイルミネーション事業、それからクールアースデー事業についての県の働きかけの仕方についての御質問だったと思います。

6月21日、それから今度7月7日の日も同じでございますが、基本的には、ここ数年はずっと進めている事業でもございますので、当初のころは、各団体の事務局等に出かけまして、ぜひ御協力をということで出かけてお願いをしているところでございまして、おかげさまで大分広がりが出ておりまして、昨年171施設でございましたのが、ことしは464施設、今度7月7日においても452施設の方で御協力をいただけるということを確認させていただいているところでございます。

ライトダウン、その中で省エネについての認識を改めて持っていただくという非常に有効な施策だと思いますので、今後とも、いろんな地元のイベント等とも絡めまして、この動きを広げていきたいというふうに考えているところでございます。

○城下広作委員 大分前に質問したかったけれども、ちょうどこの書類に一言も出てなかったものだから。いわゆる地球温暖化の部分でしっかり進めるという分に当たって、単発

じゃあるけれども、やっぱりしっかり訴えて、こういうイベント化しながら、逆に言えば興味をそそるといふ、このことが大事じゃないかということで、ぜひまた7月7日もありますので、頑張ってくださいたいと。

以上です。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 これは、この前執行部の方に調べていただいたんですが、対馬で、発泡スチロールの——要するに海岸線の大掃除が、クリーン作戦がありまして、発泡スチロールを溶かすリモネンという、ミカンの皮からつくるやつですね。もうばんばん発泡スチロールが溶けていくんですね。

そういうのを見ましたので調べてもらったんですが、海外からの輸入品で日本ではできてないということなんですけれども、ミカンの産地県であります——浦田先生お見えでございますが、農業研究センター長、こういうリモネンなんちゅうのは、熊本——簡単にできるものじゃないんですかね。

○久保農業研究センター所長 私もよくは存じませんが、実際に使われているリモネンは合成品ではないかというふうにも——天然物、もともとは天然物由来のものでございますけれども、それを抽出して使うとなると、大変な労力、お金がかかりますので、リモネンとして合成されたものが使われているのではないかというふうに思います。

○西岡勝成委員 200リットル入りで3万5,000円なんですよね。かなり——余り高くはないと思うんですよ。それで、大体1缶で溶かされる発泡スチロールは50キロなんです。50キロというと、相当の量を溶かせるんですよ。そしてまた再利用して1万5,000円で1缶分買うというようなやつですから、非常に

私は——特に海岸線は、台風明けあたりは、もう養殖用の発泡スチロールが物すごいんですよ。そういうのに、そういうのを1機据えつけとくと、かなり見る見る間に溶けるんですね。化学物質じゃないということでございますので、私は、この辺ちょっと地域資源活用促進法とかなんとか利用して、こういうリモネンみたいなものをつくっていただくと——スーパーあたりに置いとくと、発泡スチロールも、結構やっぱり我々買い物するとトレあたりがありますから、ああいうので液化して、それを再利用できるわけですからいいと思うんですけれども。ぜひその辺の——これは要望で結構ですけれども……。

○鬼海洋一委員長 ちょっと西岡委員に私質問します。

それは、溶けた後は環境上はもう問題ないんですか。

○西岡勝成委員 また再利用……。

○鬼海洋一委員長 お答えいただくところはどこかありますか。

○山本廃棄物対策課長 先生のおっしゃるとおりでございますが、ただ、私どもも今回勉強しておりますので、実は、今、高知でこの事業をやっているところがあるということでございますので、職員をやりまして、派遣しまして、もう少し勉強させていただきたいと思っております。私から後に、その点は御報告をしたいと思っております。

○西岡勝成委員 テレビを見てましたら、対馬の長い海岸線の発泡スチロールをすべて溶かしてしまうんですね。すごい力ですよ。ぜひひとつお願いいたしておきます。

○鬼海洋一委員長 これは廃対課の仕事にな

るんですか。

○山本廃棄物対策課長 今のお話だと、一つは漂着ごみの話もございますし、それから廃棄物をリサイクルするというので、廃棄物の処理ということで、私どもの方でも大いに関心を持っておるところでございます。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○福島和敏委員 87ページ、交通対策総室か知りませんが、地球温暖化は、やはり国民、県民、市民、すべての人が意識を持つことから始まると思うんですね。

そういう面からすると、その意識を共有させるためには——ちょっと済みません、何しろ歯が悪いもんだから。やはり、公共交通機関にみんなで乗りましょう、ノーマイカーデーでみんなで意識しましょうというようなのが、これが一番いいかなと。実際私も、こういう意識を持ったことないんですね。だから、やはり私は、これはやっぱり全県下に進めていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、現状はどうなっているんでしょうかね。県の職員の皆さん方、これ実行されてるんですかね。

○森永環境立県推進室長 熊本県のノーマイカー通勤デー等の取り組みについてのお尋ねでございますが、県では、平成10年から、県職員ノーマイカーデーということで率先行動ということ進めておりまして、これまで、4割以上の職員がノーマイカー化を進めることができているところでございます。

ことし4月から、県内全域での、民間、行政、いろんなどころが取り組んでいただくノーマイカー通勤運動を開始しているところでございます。

これまで、毎月第3水曜日を、ノーマイカー通勤デーということで4月以降に取り組ん

でいるところをごさいますて、参加の人数的にはまだまだというところをごさいますけれども、4月、5月と進めていく中で、参加者もだんだん倍増ぐらいにふえているところをごさいますて、今後とも、基本的には3カ月ぐらいの大きな動きにつながるように、今いろんな働きかけをしながら進めておるところをごさいます。

先日6月18日も、各企業のトップの方も、この運動に参加いただくということで率先行動をやっていただきました。そういう取り組みを進めながら、大きなうねりとなるような運動につながっていくように進めていきたいと考えているところをごさいます。

○福島和敏委員 生ぬるいのは、やってるのが。例えばその日は、あの込む東バイパスが全然すいすい行けるような、そのくらいやらぬとたい、全然だってそのキャンペーンの意識は、私たちないですもん。やるならやるように全部一緒にやりましょうや、もっとPRかけて。頑張ってください。

○佐藤雅司委員 どれも、地球環境問題、温室効果ガス削減、非常に重要な問題だというふうに思います。しかし、我が県は、山林原野65%をごさいます。何としても、やっぱり京都議定書にありますように、森林吸収源対策、これが一番大きな、手っ取り早いといひますか、予算もついておりますし、そういうものじゃなかるうかなというふうに思ひます。

ぜひと、その辺のところを、毎年これだけ貢献しているんだと、森林整備によって、これだけ吸収源としての数値が我々は到達しているんだというところも、やっぱり出していくべきじゃないかなというふうに思ひます。

山林原野を整備していくこと、これがいろんな面でやっぱり山をおさめることにつながるし、産業、経済にもつながっていきますし、やっぱり一番大事な部分じゃないかなという

ふうに思ひますので、その辺は織田課長、ぜひと進めていただきたい。そして、数値を毎年積み上げていっていただいて、やってもらいたいと。

それから、農業研究所あたりも、バイオマスの開発というのを——いろいろ、油の高騰とかなんとかという対策がありますので、ぜひとこれはスピードを持って、やっぱりそうした対策をとってバイオマスの開発をやっていかないと、他県におくれてしまうと、環境先進県にならぬとじゃないかなと、そういう思ひでございますので、織田課長だけ、ちょっとその辺をお聞きしたいと思ひます。

○鬼海洋一委員長 特に、2010年度の目標についても、森林吸収8.1%、これはもう全体からいうと膨大な数字です。今御指摘いただいたことは、今後の環境行政に非常に大きな影響をもたらすというふうに思ひますが、森林整備課長、どうぞ。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

今、佐藤委員から御指摘いただきましたように、この間伐につきましては、昨年、熊本県森林吸収量確保推進計画という6年間の計画を立てまして、それまでの間伐の目標は年間1万1,000ヘクタールだったわけですがけれども、これを年間1万4,500ヘクタールの間伐をやって森林吸収量の確保に努めるというように計画を立てさせていただきます。また、予算的にも、そういう造林、間伐等の予算も一定程度組まさせていただきます。

そういったことで、この8.1%の確保に向けまして万全を期してまいりたいということと、あと、御指摘いただきましたように、それによって年間例えば何十万炭素トンが固定されたとか、そういった数値的なものも含めて、PRなり普及を図っていききたいと思ひます。委員の皆様のご理解とご協力、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

○鬼海洋一委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 冒頭に説明をいただいて、76ページで地球温暖化をめぐる世界的な動きの中でずっとありましたが、この100年で気温上昇が0.74度C——過去100年間というよりも、私はある資料で見たんですが、これから300年後は人類がもう生存できなくなると。なるほどわかるなど思うのは、ここ40～50年、30年ぐらいの我々の経済発展というか、人間が生存できないような環境をつくっている今の現状だと思ふんですね。

先ほどずっと説明いただいたんですが、経済産業省でもIT化をずっと進めています。県庁もすべてこのパソコンが入っているわけですが、これでも90年と比べて06年で42%はCO2がふえているということなので、1つだけお聞きしたいんですが、経済産業省でも、このIT化を進めているようですが、その後06年を基準にすれば、25年には5倍、電力消費が2,400億キロワットになると予測されているそうですが、県もいろんな県民全体の意識高揚も図ってるんですが、そういう企業、圧倒的には企業が、CO2算出は8割は企業ですから、そこら辺に対する県としての取り組みは何か具体的に進められるのかなと。

県民に対する啓発はいろんな部署でさせていただきますが、肝心かなめの企業に対する——ここはそういう権力というのではないと思ふんですが、何か手だてを——東京都も何か動き出したんですが、熊本として、企業に対するそういうCO2削減の強力な要請というのはできないものかと思ふんですが、どうでしょうか。

○森永環境立県推進室長 環境政策課でございます。

企業、事業者に対する削減対策についての県の取り組みについてのお尋ねでございます。

この事業者対策につきましては、国において、温室効果ガスを相当多く排出する事業者に対して、排出量を算定し、報告し、公表するという義務づけの制度が温暖化対策の法律の中で認められておりまして、今回法改正が6月にございまして、従来の事業所単位から、さらに、企業単位あるいはフランチャイズ単位という形で、その報告義務の対象を広げる改正が行われたところでございまして、国においてこういう法整備に基づく規制を進めてもらってるわけではございますが、県としても、現時点において、いろんな事業者の皆さんの自主的な環境活動がさらに促進できますように、ISOとか、あるいはその簡易版でございましてエコアクション21の取得の支援という形でいろんな研修会等を開催して、そういう企業の自主的な取り組みの支援を行っているところでございます。

さらに、そういった企業に対する規制の法の改正からいわば外れるところのいわゆる中小企業対策といいますが、そういう部分についての温暖化対策をどう進めるかというのは、やはり県としては課題であるというふうに考えているところでございまして、今回補正予算で御提案させていただいておりますストップ温暖化の推進会議等の予算をお認めいただいた際は、こういう県全体の組織の中で、新たな削減に向けて事業所として何に取り組んでいっていただけるのか。

その辺について、いろいろ選択肢は規制とか誘導とかあると思いますが、基本的には、自主的に誘導という形で今以上の事業者の皆さんの取り組みを進めていただくような新たな仕組みづくりとかも含めて、その新しくつくります県民運動の推進組織の中で検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 ほぼ時間もまいりました

が、最後に私の方から1つよろしいでしょうか。

林審議員の方にちょっとお願いしたいというふうに思うんですが、福島委員の質問とも重なりますけれども、パーク&ライドシステム、これは今取り組んでいる中で、特に光の森等については相当効果があるというふうにお聞きいたしておりますけれども、今回は、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動を展開されるわけでありますので、できれば、そういう中の一つの目玉として提案できるような、あるいは周辺の自治体を含めて取り組めるような状況ができれば非常にいいのではないかと、いうふうに思うんですが、とりあえずその現状についてお答えいただきたいと思います。

○林都市計画課審議員 都市計画課でございます。

現在、先ほど出ましたようにパーク&ライドということで、熊本県内で実施しておりますのは現在6カ所ございます。場所的には、古くは昭和61年から、熊本電鉄の菊池電車沿いで、御代志駅、黒石駅、それから辻久保駅でこれをやっております。それから、平成8年からは、熊本バスの、中の瀬車庫で実施しております。それから、今お話がございましたように、光の森では平成18年からパーク&ライドを実施しております。それから、一番新しいところでは、昨年秋から、九州産交バスの西部バス車庫でそのような取り組みをしていただいております。

こういうパーク&ライドにつきましては、県としても、公共交通への転換に非常に効果があるということで、今後も積極的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員長 効果数値を次ぐらい示しながら、県民の皆さん方に、あるいは委員の皆さん方に御協力いただくということは大事

じゃないかというふうに思いますから、その辺もぜひ御検討いただいておりますというふうに思います。

それから、先ほど西岡委員の方からお話がありました、オレンジですかね。ミカンの皮の活用の問題等についても、これは農試じゃないですよ。産技センターの研究のテーマだというふうに思います。

これは一つの提案ですけれども、そういうぐあいにして、これはというふうに思うのはみんなが注意しておいていただいて、やっぱり産技センターの方に業務付託をするというふうな県内部の活用がやっぱり必要じゃないかと。これはずっと私、以前から思っているんですが、ぜひそういう意味で、産業技術センターを所管している産業支援課の前田課長も来ておられますから、工業技術センター、今度は生まれ変わりますから、ぜひ活用をいただけるような、そういう日常のセンサーと、いいですかね、そういうものをぜひ働かせていただきますようお願いしておきたいと思っております。

ほかにございませんか。

それでは、地球温暖化対策に関する件については、これで終了したいと思います。

それでは、その他に入りますけれども、その他、何か委員の皆さん方ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りしたいと思います。

付託調査事件につきましては、引き続き審査をする必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、異議なしと認めまして、そのようにいたします。

それでは、以上で本日の議題はすべて終了

いたしました。

大変長時間でありましたけれども、それぞれの御協力に心から感謝を申し上げたいと思います。

冒頭申し上げましたけれども、特に地球温暖化問題が、これは地球上すべての方々に今深刻な影響を及ぼしながら、関心——取り組みに期待をいただいておりますので、この1年間、この委員会としても、何か具体的に成果が上がったというふうな結果がもたらされるような、そういう委員の皆さん方の御協力、執行部の皆さん方の御努力をいただきながら、そういう委員会にしていきたいと、このことを心から願っていますので、ぜひよろしく願いいたします、これで第7回環境対策特別委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後0時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

環境対策特別委員会委員長